

労災保険診療の手引（令和6年改訂版） 別冊

労災診療費算定マニュアル

令和6年4月版

広島労働局

目 次

I 労災診療費算定基準と留意点

1	診療単価	1
2	初診料	1
3	救急医療管理加算	2
4	療養の給付請求書取扱料	3
5	再診料	3
6	外来管理加算の特例	3
7	再診時療養指導管理料	5
8	入院基本料	5
9	入院室料加算	7
10	病衣貸与料	8
11	入院時食事療養費	8
12	コンピューター断層撮影料	9
13	コンピューター断層診断の特例	9
14	リハビリテーション	9
15	リハビリテーション情報提供加算	12
16	初診時ブラッシング料	13
17	四肢に対する特例取扱い	13
18	術中透視装置使用加算	15
19	手指の機能回復指導加算	16
20	固定用伸縮性包帯	16
21	頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯	17
22	皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ	17
23	処置等の特例	17
24	職業復帰訪問指導料	21
25	精神科職場復帰支援加算	23
26	石綿疾患療養管理料	23
27	石綿疾患労災請求指導料	24
28	労災電子化加算	24
29	職場復帰支援・療養指導料	24
30	社会復帰支援指導料	26
31	振動障害に係る検査料	27
32	文書料	27

Ⅱ 参考

1	非課税医療機関一覧・・・・・・・・・・	28
2	初診料の算定例・・・・・・・・・・	29
3	重複算定のできない管理料等・・・・・・・・	31
4	入院基本料特例取扱点数一覧表・・・・・・・・	32
5	健保点数表における第1章第2部「入院料等」の第1節 「入院基本料」に示される各種加算の取扱い・・・・・・・・	42
6	入院室料加算における地域区分(甲地)・・・・・・・・	43
7	運動器リハビリテーション料の算定一覧・・・・・・・・	44
8	労災リハビリテーション評価計画書・・・・・・・・	45
9	労災リハビリテーション実施計画書・・・・・・・・	46
10	四肢に対する特例取扱い(1.5倍・2倍)の点数一覧表・・・・・・・・	47
11	処置及び疾患別リハビリテーションの取扱い・・・・・・・・	66
12	職場復帰プログラムの例・・・・・・・・・・	67
13	指導管理箋・・・・・・・・・・	68
14	早期社会復帰のための指導項目・・・・・・・・	72
15	文書料の算定一覧・・・・・・・・・・	73
16	治療用装具の取扱い・・・・・・・・・・	75
17	新型コロナウイルス感染症に係るQ&A・・・・・・・・	77
18	請求替えについて・・・・・・・・・・	79

I 労災診療費算定基準と留意点

I 労災診療費算定基準と留意点

労災診療費は、原則として、健康保険の診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）にしたがって算定しますが、次に掲げる項目については、労災保険独自の算定基準を定めていますので、令和6年6月1日以降の診療ではこの取扱いにしたがって、労災診療費を算定して下さい。ただし、項目28「労災電子化加算」の算定は、令和6年4月1日以降の診療に適用します。

なお、療養の費用を支給する場合（非指定医療機関に受診した場合）の支給限度額の算定についても、下記の取扱いに準じて行います。

1 診療単価

診療単価は、12円とします。ただし、以下に係るものについては、11円50銭とします。（円未満の端数切り捨て）

（1）国及び法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

（2）法人税法第2条第6号に規定する公益法人等であって、法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第5条第29号に掲げる医療保健業を行うもの

なお、令和6年3月31日における上記（1）及び（2）に該当する医療機関は、参考1（28ページ）のとおりです。

注 法人税法の規定により、医療保健業に課税されるものを課税医療機関（診療単価12円）、課税されないものを非課税医療機関（診療単価11円50銭）と呼びます。

2 初診料 医科、歯科とも3,850円

初診料については、健保点数表と異なり点数ではなく、上記金額で算定します。労災保険の初診料は、支給事由となる災害の発生につき算定できます。したがって、既に傷病の診療を継続している期間（災害発生当日を含む。）中に、当該診療を継続している医療機関において、当該診療に係る事由以外の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病により初診を行った場合は、初診料を算定できます。（労災保険において継続診療中に、新たな労災傷病にて初診を行った場合も、初診料3,850円を算定できます。）

ただし、健保点数表（医科に限る。）の初診料の注5ただし書に該当する場合（上記の初診料を算定できる場合及び2つ目の診療科で下記の定額負担料を徴収した場合を除く。）については、1,930円を算定できます。

その他の初診料の算定に係る取扱いについては健保準拠です。

なお、紹介状なしで受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病労働者から徴収した場合は、1,850円を算定します。

初診料の算定例は、参考2（29ページ）のとおりです。

3 救急医療管理加算 入院 6,900円（1日につき） 入院外 1,250円

初診時（継続診療中の初診時を含む。）に救急医療を行った場合、入院した場合は6,900円、入院外の場合は1,250円を算定することができます。

ただし、これは同一傷病につき1回限り算定できるものであり、健保点数表における「救急医療管理加算」、「特定入院料」とは重複して算定できません。

なお、入院については、初診に引き続き入院している場合に7日間を限度に算定することができます。

また、健康保険における「保険外併用療養費（初診時自己負担金）」とも重複して算定できません。

（例1）救急医療管理加算が算定できる場合

- ① 傷病の発生から数日間経過した後に医療機関で初診を行った場合。
- ② 最初に収容された医療機関においては、傷病の状態等から応急処置だけを行い、他の医療機関に転医した場合。（それぞれの医療機関で算定可）
- ③ 傷病の発生から長期間経過した後であっても、症状が安定しておらず、再手術等の必要が生じて転医した場合。（転医先において算定可）

（例2）救急医療管理加算が算定できない場合

- ① 再発の場合。
- ② 傷病の発生から数か月経過し、症状が安定した後に転医した場合。
- ③ じん肺症、振動障害等の慢性疾患あるいは遅発性疾病等、症状が安定しており救急医療を行う必要がない場合。
- ④ 健保点数表（医科に限る。）の初診料の注5ただし書に該当する初診料（1,930円）を算定する場合。
- ⑤ 上記の他、初診料が算定できない場合。

注 健康保険では「救急医療管理加算1」（1,050点）と「救急医療管理加算2」（420点）に区分されていますが、労災診療費算定基準に定める救急医療管理加算（以下「労災救急医療管理加算」という。）については区分を設けておらず、その算定は次のとおりとなります。

労災救急医療管理加算は健保点数表における「救急医療管理加算」との重複算定はできないため、そのいずれかを算定することとなりますが、労災救急医療管理加算では、初診の傷病労働者に救急医療を行った場合には所定の金額（入院の場合6,900円）を算定することから、健保点数表によれば「救急医療管理加算2」の算定となる場合であっても、労災救急医療管理加算を算定できます。

4 療養の給付請求書取扱料 2, 000円

労災指定医療機関等において、「療養（補償）等給付たる療養の給付請求書（様式第5号又は第16号の3）」を取り扱った場合に2,000円を算定できます。

ただし、再発（様式第5号又は第16号の3）の場合や、転医始診（様式第6号又は第16号の4）の場合は算定できません。

注 「療養（補償）等給付たる療養の費用請求書（様式第7号（1）～（5）又は第16号の5（1）～（5））」を取り扱った場合は、算定できません。

5 再診料 1, 420円

一般病床の病床数200床未満の医療機関及び一般病床の病床数200床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において算定します。

再診料についても初診料と同様に、点数ではなく上記金額で算定します。

ただし、健保点数表（医科に限る。）の再診料の注3に該当する場合については、710円を算定できます。この場合において、夜間・早朝等加算、外来管理加算、時間外対応加算、明細書発行体制等加算等（注4から注8まで、注10から注20に規定する加算）は算定できません。

その他の再診料の算定に係る取扱いについては健保点数表の注8を除き健保準拠です。

なお、歯科、歯科口腔外科の再診について、他の病院（病床数200床未満に限る）又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病労働者から徴収した場合は、1,020円を算定します。

（例1） 業務上の事由による傷病により、同一日に同一の医療機関の複数の診療科を引き続き再診した場合

- 1つ目の診療科 1, 420円を算定
- 2つ目の診療科 710円を算定
- 3つ目の診療科 (算定できない。)

（例2） 業務上の事由による傷病と私病により、同一日に同一の医療機関の同一の診療科を再診した場合

- 主たる傷病についてのみ、再診料を算定

（例3） 業務上の事由による傷病と私病により、同一日に同一の医療機関の別の診療科を再診した場合

- 主たる傷病について再診料を算定し、もう1つの傷病について2科目の再診料を算定

6 外来管理加算の特例

再診時に、健保点数表において外来管理加算を算定することができない処置等を行った場合でも、その点数が外来管理加算の52点に満たない場合には、特例として外来管理加算を算定することができ

ます。

また、外来管理加算の点数に満たない処置等が2つ以上ある場合には最も低い点数に対して外来管理加算を算定し、他の点数は外来管理加算の点数に読み替えて算定することができます。

注1 健保点数表において算定することができない処置等とは、慢性疼痛疾患管理並びに別に厚生労働大臣が定める検査並びに健保点数表第2章第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療をいいます。

なお、別に厚生労働大臣が定める検査とは、健保点数表第2章第3部検査第3節生体検査料のうち、次の各区分に掲げるものをいいます。

- ① 超音波検査等
- ② 脳波検査等
- ③ 神経・筋検査
- ④ 耳鼻咽喉科学的検査
- ⑤ 眼科学的検査
- ⑥ 負荷試験等
- ⑦ ラジオアイソトープを用いた諸検査
- ⑧ 内視鏡検査

注2 四肢に対する処置等に対し1.5倍又は2倍の加算ができる取扱い（四肢加算）が適用される場合は、適用後の特例点数を基準にします。

（例）消炎鎮痛等処置「マッサージ等の手技による療法」（四肢）を行った場合

35点×1.5倍＝53点

よって、四肢加算後の特例点数53点が基準となり、外来管理加算の52点は算定できません。

なお、四肢の消炎鎮痛等処置「マッサージ等の手技による療法」に四肢加算を行わず、35点として外来管理加算の52点を合算して87点を算定することはできません。

注3 慢性疼痛疾患管理料を算定している場合であっても、慢性疼痛疾患管理料に包括される処置（介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射及び肛門処置）以外の処置等を行った場合は、外来管理加算の特例を算定することができます。

注4 健保点数表の再診料の注8にかかわらず従前どおり計画的な医学管理を行った場合に算定できます。

注5 四肢以外に行った創傷処置(100 cm²未満)の取扱いについては、45点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象として差し支えありません。

(例) ①創傷処置(100 cm²未満)を腰部(四肢以外)に行った場合
45 点+52 点(外来管理加算)=97 点

②創傷処置(100 cm²未満)を前腕(四肢)に行った場合
52 点×1.5(四肢加算)=78 点

7 再診時療養指導管理料 920円

外来患者に対して再診時に療養上の指導(食事、日常生活動作、機能回復訓練、メンタルヘルスに関する指導)を行った場合に指導の都度算定できます。

注1 同一月において重複算定できない管理料等は、参考3(31ページ)のとおりです。

注2 同一の医療機関において、同時に2以上の診療科で指導を行った場合であっても(医科と歯科及び医科と歯科口腔外科の場合を除く。)再診時療養指導管理料は1回として算定します。

8 入院基本料

入院の日から起算して2週間以内の期間	健保点数の1.30倍
上記以降の期間	健保点数の1.01倍

入院基本料は、入院の日から起算して2週間以内の期間については、健保点数の1.30倍、それ以降の期間については、健保点数の1.01倍の点数(いずれも1点未満の端数は四捨五入)を算定することができます。(参考4:32ページ参照)

注1 各種加算の取扱いについては、以下のとおりです。

① 健保点数表の第1章第2部「入院料等」の第1節「入院基本料」について

ア イ以外の点数については、入院基本料に当該点数を加えた後に1.30倍又は1.01倍することができます。

イ 入院期間に応じ加算する点数の場合は、1.30倍又は1.01倍することができません。

具体的には、参考5(42ページ)のとおりとなります。

② 健保点数表における第1章第2部「入院料等」の第2節「入院基本料等加算」に示されている各種加算については1.30倍又は1.01倍することができません。

注2 外泊期間中の入院基本料は、すべての加算を含まない入院基本料の基本点数に0.15を掛け、その後1.30倍又は1.01倍した点数となります。

注3 定数超過入院に該当する場合及び医療法に定める人員標準を著しく下回る場合の入院基本料は、健保点数表第1章第2部入院料等の通則6に従って算定した後の点数を1.30倍又は1.01倍する

こととなります。

なお、入院期間に応じた加算点数については、1.30 倍又は 1.01 倍することはできません。

(例) 入院基本料点数を A、入院期間に応じた加算を B、通則 6 の別表第一～第三に定める率を C とした場合の算定方法は
 $(A \times C \times 1.30) + (B \times C)$ となります。

注 4 栄養管理体制に関する基準を満たすことができない医療機関（診療所を除き、別に厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）については、健保点数表第 1 章第 2 部入院料等の通則 8 に従って算定した後の点数を 1.30 倍又は 1.01 倍します。

注 5 医療機関を退院後、同一傷病により、同一の医療機関又は当該医療機関と特別の関係にある医療機関に入院した場合には、第 1 回目の入院の日を起算日として計算します。

ただし、退院後、いずれの医療機関にも入院せずに 3 か月以上経過し、その後再入院となった場合については、再入院日を起算日として新たに入院期間を計算します。

注 6 健康保険においては、入院診療計画に関する基準を満たすことが入院基本料等の算定要件の 1 つですが、労災保険においても、入院診療計画書を交付して説明することが入院基本料等の算定要件となります。

しかしながら、特別の事情がある場合については、その理由を診療費請求内訳書に記載することにより、7 日以内に入院診療計画書を交付して説明することができない場合であっても、入院基本料等を算定できることとします。

特別の事情とは、以下のような場合です。

- ① 患者の急変などにより、他の医療機関へ転院又は退院することとなったため、入院診療計画書を交付して説明することができなかった場合
- ② 患者が意識不明の状態にあり、家族等と直ちに連絡を取ることができなかったため、入院診療計画書を交付して説明することができなかった場合
- ③ その他、上記に準ずると認められる場合

注 7 健保点数表における「生活療養を受ける場合」の点数については、適用しません。

注 8 健保点数表における「短期滞在手術等基本料 3（A400 の 2）」は適用せず、対象の手術等を実施した場合であっても出来高で算定できます。

9 入院室料加算

入院室料加算は、次の①及び②の要件に該当する場合に③に定める金額を算定できるものとしますが、②のエの要件に該当する場合は、初回入院日から7日を限度とします。

① 保険外併用療養費における特別の療養環境の提供に関する基準を満たした病室で、傷病労働者の容体が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋に収容した場合。

② 傷病労働者が次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 症状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

イ 症状は必ずしも重篤ではないが、手術のため比較的長期にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

ウ 医師が、医学上他の患者から隔離しなければ適切な診療ができないと認めたもの。

エ 傷病労働者が赴いた病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養を必要とするもの。

③ 医療機関が当該病室に係る料金として表示している金額を算定することができます。

ただし、当該表示金額が次に示す額を超える場合には次に示す額とします。

1日につき	個	室	甲地	11,000円、乙地9,900円
		2人部屋	甲地	5,500円、乙地4,950円
		3人部屋	甲地	5,500円、乙地4,950円
		4人部屋	甲地	4,400円、乙地3,960円

入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9-49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域をいい、乙地とは甲地以外の地域をいいます。（参考6（43ページ））

注 特定入院料、重症者等療養環境特別加算、療養環境加算、療養病棟療養環境加算、療養病棟療養環境改善加算、診療所療養病床療養環境加算、診療所療養病床療養環境改善加算との重複算定はできません。

10 病衣貸与料 10点

患者が緊急収容され病衣を有していないため医療機関から病衣の貸与を受けた場合、又は傷病の感染予防上の必要性から医療機関が患者に病衣を貸与した場合には、1日につき10点を算定できます。

11 入院時食事療養費

入院時食事療養費については、平成18年3月6日付け厚生労働省告示第99号（最終改正：令和6年3月5日）（以下「99号告示」という。）の別表「食事療養及び生活療養の費用額算定表」の「第1食事療養」に定める金額の1.2倍により算定する（10円未満の端数は四捨五入）こととしていますが、具体的には次の金額となります。

(1) 入院時食事療養（Ⅰ）1食につき

① ②以外の食事療養を行う場合 800円

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行ったときに、1日につき3食を限度として算定します。

② 流動食のみを提供する場合 730円

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養として流動食（市販されているものに限る。以下同じ。）のみを経管栄養法により提供したときに、1日に3食を限度として算定します。

③ 特別食加算 1食につき 90円

別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときに、1日につき3食を限度として加算することができます。ただし、②を算定する患者については、算定できません。

④ 食堂加算 1日につき 60円

食堂における食事療養を行ったときに、加算することができます。（療養病棟に入院する患者を除く。）

(2) 入院時食事療養（Ⅱ）1食につき

① ②以外の食事療養を行う場合 640円

入院時食事療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について、食事療養を行ったときに、1日につき3食を限度として算定します。

② 流動食のみを提供する場合 590円

入院食事療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について、食事療養として流動食のみを経管栄養法により提供したときに、1日につき3食を限度として算定します。

注 99号告示の別表「食事療養及び生活療養の費用額算定表」の「第

2 生活療養」については、適用しません。

12 コンピューター断層撮影料

コンピューター断層撮影及び磁気共鳴コンピューター断層撮影が同一月に2回以上行われた場合であっても、所定点数を算定できます。

注 健保点数表の同一月の2回目以降の断層撮影の費用についての通減制については、適用しません。

(例1) 同一月に1回目CT撮影口、2回目CT撮影口を行った場合。

1回目	CT撮影口	900点 (+断層診断 450点)
2回目	CT撮影口	900点

合 計 1,800点 (断層診断を含め 2,250点) 算定

(例2) 同一月に1回目CT撮影口、2回目MRI撮影2を行った場合。

1回目	CT撮影口	900点 (+断層診断 450点)
2回目	MRI撮影2	1,330点

合 計 2,230点 (断層診断を含め 2,680点) 算定

13 コンピューター断層診断の特例 225点

他の医療機関でコンピューター断層撮影 (磁気共鳴コンピューター断層撮影、血流予備量比コンピューター断層撮影 及び非放射性キセノン脳血流動態検査を含み、健保点数表の「E-101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影」及び「E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影」は含まない。) を実施したフィルムについて診断を行った場合は、初診料を算定した日に限り、従来より「E203 コンピューター断層診断」を算定できることとされていますが、再診時に他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施したフィルムについて診断を行った場合は、月1回に限りコンピューター断層診断の特例 (225点) を算定できます。

ただし、他院へ画像撮影を依頼し、撮影されたフィルムについて自院又は他院で「E203 コンピューター断層診断」を算定できる場合は、当該特例は算定できません。

14 リハビリテーション

疾患別リハビリテーション料を算定する場合は、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず次の点数で算定することができます。

ア	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）（１単位）	
（ア）	理学療法士による場合	２５０点
（イ）	作業療法士による場合	２５０点
（ウ）	医師による場合	２５０点
（エ）	看護師による場合	２５０点
（オ）	集団療法による場合	２５０点
イ	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）（１単位）	
（ア）	理学療法士による場合	１２５点
（イ）	作業療法士による場合	１２５点
（ウ）	医師による場合	１２５点
（エ）	看護師による場合	１２５点
（オ）	集団療法による場合	１２５点
ウ	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（１単位）	
（ア）	理学療法士による場合	２５０点
（イ）	作業療法士による場合	２５０点
（ウ）	言語聴覚士による場合	２５０点
（エ）	医師による場合	２５０点
エ	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）（１単位）	
（ア）	理学療法士による場合	２００点
（イ）	作業療法士による場合	２００点
（ウ）	言語聴覚士による場合	２００点
（エ）	医師による場合	２００点
オ	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（１単位）	
（ア）	理学療法士による場合	１００点
（イ）	作業療法士による場合	１００点
（ウ）	言語聴覚士による場合	１００点
（エ）	医師による場合	１００点
（オ）	（ア）から（エ）まで以外の場合	１００点
カ	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）（１単位）	
（ア）	理学療法士による場合	２５０点
（イ）	作業療法士による場合	２５０点
（ウ）	言語聴覚士による場合	２５０点
（エ）	医師による場合	２５０点
キ	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）（１単位）	
（ア）	理学療法士による場合	２００点
（イ）	作業療法士による場合	２００点
（ウ）	言語聴覚士による場合	２００点
（エ）	医師による場合	２００点
ク	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）（１単位）	
（ア）	理学療法士による場合	１００点
（イ）	作業療法士による場合	１００点
（ウ）	言語聴覚士による場合	１００点
（エ）	医師による場合	１００点
（オ）	（ア）から（エ）まで以外の場合	１００点
ケ	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（１単位）	
（ア）	理学療法士による場合	１９０点
（イ）	作業療法士による場合	１９０点
（ウ）	医師による場合	１９０点

コ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位）	
（ア）理学療法士による場合	180点
（イ）作業療法士による場合	180点
（ウ）医師による場合	180点
サ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位）	
（ア）理学療法士による場合	85点
（イ）作業療法士による場合	85点
（ウ）医師による場合	85点
（エ）（ア）から（ウ）まで以外の場合	85点
シ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）	
（ア）理学療法士による場合	180点
（イ）作業療法士による場合	180点
（ウ）言語聴覚士による場合	180点
（エ）医師による場合	180点
ス 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位）	
（ア）理学療法士による場合	85点
（イ）作業療法士による場合	85点
（ウ）言語聴覚士による場合	85点
（エ）医師による場合	85点

- （1）疾患別リハビリテーション（※）については、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、健保点数表における疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えても制限されることなく算定できます。

健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注5、注6及び注7（注6及び注7は脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。）については、適用しません。

- （2）入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）（運動器リハビリテーション料（Ⅱ）を含む。）を算定すべきリハビリテーションを行った場合、又は医療機関外において、疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）（運動器リハビリテーション料（Ⅱ）を含まない。）を算定できる訓練に関するリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として、1単位につき30点を所定点数に加算して算定できます。（参考7（44ページ））
- （3）健保点数表に定める疾患別リハビリテーション料の各規定における早期リハビリテーション加算、初期加算及び急性期リハビリテーション加算については、健保点数表に準じて算定できます。

（※）疾患別リハビリテーションとは、健保点数表における心大血

管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料におけるリハビリテーションのことをいいます。

注1 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注5に示す範囲内でリハビリテーションを行う場合（標準的算定日数を超えて疾患別リハビリテーションを1月13単位以内で行う場合）には、診療費請求内訳書の摘要欄に標準的算定日数を超えて行うべき医学的所見等を記載する必要はありません。

ただし、標準的算定日数を超え、さらに疾患別リハビリテーションを1月13単位を超えて行う場合には、①診療費請求内訳書の摘要欄に標準的算定日数を超えて行うべき医学的所見等を記載すること又は②労災リハビリテーション評価計画書（参考8（45ページ））を診療費請求内訳書に添付して提出することを求めることとなります。

注2 早期リハビリテーション加算が算定できる傷病労働者に対し、初期加算、ADL加算、急性期リハビリテーション加算が算定できるリハビリテーションを行った場合は、それぞれ所定点数を算定できます。

15 リハビリテーション情報提供加算 200点

（1）健保点数表の診療情報提供料Ⅰが算定される場合であって、医師又は医師の指揮管理のもと理学療法士若しくは作業療法士が作成した職場復帰に向けた労災リハビリテーション実施計画書（転院までの実施結果を付記したもの又は添付したものに限る。）を、傷病労働者の同意を得て添付した場合に算定できます。

なお、健保点数表の診療情報提供料Ⅰ（250点）及び退院後の治療計画、検査結果その他の必要な情報を添付した場合の加算（200点）とは別に算定できます。

（2）労災リハビリテーション実施計画書は、参考9（46ページ）の様式又はこれに準じた文書により作成することとし、

① 傷病労働者の「これまでの仕事内容」、「これまでの通勤方法」、「復職希望」等を踏まえた「職場復帰に向けた目標」

② リハビリテーションの項目として、職場復帰に向けた目標を踏まえた業務内容・通勤方法等を考慮した内容（キーボードの打鍵やバスへの乗車等）

を盛り込む必要があります。

注1 請求に当たっては、労災リハビリテーション実施計画書の写しを診療録に添付し明確にしておく必要があります。

注2 健康保険のリハビリテーション（総合）実施計画書（様式）を用いる場合には、上記（2）①及び②を盛り込むことで、様式上の要件は具備されます。

注3 労災リハビリテーション実施計画書における本人及び家族の署名欄について、傷病労働者自ら署名することが困難であり、かつ、傷病労働者の家族が署名することが困難である場合の取扱いは健康保険と同様とし、家族に情報通信機器を用いて計画書の内容等を説明した上で、説明内容について同意を得た旨を診療録に記載することにより、傷病労働者本人又はその家族の署名を求めなくても差し支えありません。

16 初診時ブラッシング料 91点

創面が異物の混入、付着等により汚染している創傷の治療の前処置として、生理食塩水、蒸留水、ブラシ等を用いて創面の汚染除去を行った場合に算定できます。

ただし、同一傷病につき1回（初診時）限りとします。

注1 初診時ブラッシング料を含む処置、手術の所定点数の合計が150点以上の場合に限り、時間外、深夜又は休日加算が算定できます（1点未満四捨五入）。

注2 健保のデブリードマン（創傷処理におけるデブリードマン加算を含む。）とは重複算定はできません。

注3 四肢の特例取扱はありませんので、たとえ四肢の創傷に対するブラッシングであっても91点の算定となります。

17 四肢に対する特例取扱い

（1）指の創傷処理（筋肉に達しないもの。）

手の指の創傷処理については、健保点数にかかわらず、次に掲げる点数で算定します。ただし、筋肉に達するものは健保点数の2.0倍で算定します。

指1本	1,060点	(530点×2.0倍)	さらに四肢加算 することはできません。
指2本	1,590点	(1,060点+530点)	
指3本	2,120点	(1,590点+530点)	
指4本	2,650点	(2,120点+530点)	
指5本	2,650点	(530点×5.0倍)	

なお、創傷処理（筋肉に達しないもの。）と指（手、足）に係る手術等又は骨折非観血的整復術を各々異なる手の指に対して併せて行った場合には、同一手術野とみなさず各々の所定点数を合算した点数で算定できます。

創傷処理の算定に当たり、指で筋肉に達するものと指以外は、次の健保点数を基礎として算定します。

- ① 筋肉、臓器に達するもの
- | | |
|---------------|--------|
| 長径5cm未満 | 1,400点 |
| 長径5cm以上10cm未満 | 1,880点 |
| 長径10cm以上 | |

- イ 頭頸部のもの
 (長径 20cm 以上のものに限る。) 9,630 点
 ロ その他のもの 3,090 点
- ② 筋肉、臓器に達しないもの
 長径 5 cm 未満 530 点
 長径 5 cm 以上 10 cm 未満 950 点
 長径 10 cm 以上 1,480 点
- 注 筋肉、臓器に達するものとは、単に創傷の深さを指すものでなく、筋肉、臓器に何らかの処理を行った場合をいいます。

(2) 指の骨折非観血的整復術

手の指の骨折非観血的整復術については、次に掲げる点数で算定します。

指 1 本	2,880 点	(1,440 点 × 2.0 倍)	さらに四肢加算 することはできません。
指 2 本	4,320 点	(2,880 点 + 1,440 点)	
指 3 本	5,760 点	(4,320 点 + 1,440 点)	
指 4 本	7,200 点	(5,760 点 + 1,440 点)	
指 5 本	7,200 点	(1,440 点 × 5.0 倍)	

なお、骨折非観血的整復術と指（手、足）に係る手術等又は創傷処理（筋肉に達しないもの。）を各々異なる手の指に対して併せて行った場合には、同一手術野とみなさず各々の所定点数を合算した点数で算定できます。

(3) 処置、手術及びリハビリテーションについての特例

1.5 倍 (2.0 倍)

- ① 四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に対し、次に掲げる処置、手術及びリハビリテーションの点数は、健保点数（リハビリテーションについては 14 のア～スの所定点数）の 1.5 倍として算定できます。（1 点未満切上げ）

(処置)

ア 創傷処置、下肢創傷処置、爪甲除去（麻酔を要しないもの）、穿刺排膿後薬液注入、熱傷処置、重度褥瘡処置、ドレーン法及び皮膚科軟膏処置

イ 関節穿刺、粘（滑）液嚢穿刺注入、ガングリオン穿刺術、ガングリオン圧砕法及び消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」

ウ 絆創膏固定術、鎖骨又は肋骨骨折固定術、皮膚科光線療法、鋼線等による直達牽引（2 日目以降）、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」、低出力レーザー照射

(手術)

エ 創傷処理、デブリードマン

ただし、手の指の創傷処理（筋肉に達しないもの。）は、前記（1）による。

オ 皮膚切開術

カ 筋骨格系・四肢・体幹の手術

ただし、手の指の骨折非観血的整復術は、前記（2）による。

キ 神経、血管の手術
(リハビリテーション)
ク 疾患別リハビリテーション

- ② 上記①のア～イの処置及びエ～キの手術については、手（手関節以下）及び手の指に係る場合のみ健保点数の 2.0 倍として算定できます。

ただし、健康保険において処置面積を合算して算定する「創傷処置」等については、四肢加算の倍率（手指 2 倍、手指以外の四肢 1.5 倍、四肢以外 1 倍）が異なる部位に行う場合には、それぞれの倍率毎に処置面積を合算して算定することができます。

また、「創傷処置」等を四肢加算の倍率が異なる範囲にまたがって（連続して）行う場合には、処置面積を合算し該当する区分の所定点数に対して最も高い倍率で算定します。

なお、四肢の傷病に対する特例取扱いは適用される項目も多く誤りも多くみられますので、特に下記の点に留意してください。

- 注 1 特例取扱いの対象となるものは前記に掲げたもののみで、薬剤料、特定保険医療材料料、輸血料、ギプス料などは、特例取扱いの対象になりません。

- 注 2 健保点数の 2.0 倍として算定できるのは、手（手関節以下）、手の指に係る処置・手術のみです。
足の指の処置は 1.5 倍です。

- 注 3 植皮術、皮膚移植術等の形成手術は、特例取扱いの対象になりません。

- 注 4 処置における腰部、胸部又は頸部固定帯加算等の処置医療機器等加算及び手術における創外固定器加算等の手術医療機器等加算は、特例取扱いの対象になりません。

- 注 5 特例取扱いの対象となる処置、手術及びリハビリテーションの所定点数の 1.5 倍（2.0 倍）後の点数は一覧表（参考 10（47 ページ））のとおりです。

18 術中透視装置使用加算 220 点

ア「大腿骨」、「下腿骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」、「中手骨」、「手の種子骨」、「指骨」、「足根骨」、「膝蓋骨」、「足趾骨」、「中足骨」及び「鎖骨」の骨折観血的手術（K046）、骨折経皮的鋼線刺入固定術（K045）、骨折非観血的整復術（K044）、関節脱臼非観血的整復術（K061）又は関節内骨折観血的手術（K073）において、術中透視装置を使用した場合に算定できます。

イ「脊椎」の経皮的椎体形成術（K142-4）又は脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（K142）において、術中透視装置を使用した場合に算定できます。

ウ 「骨盤」の骨盤骨折非観血的整復術（K121）、腸骨翼骨折観血的手術（K124）、寛骨臼骨折観血的手術（K124-2）又は骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。）（K125）において、術中透視装置を使用した場合に算定できます。

注1 請求に当たっては、術中透視装置を使用したことを診療録に記載し明確にしておく必要があります。

注2 本加算は、四肢に対する特例取扱いの対象にはなりません。

注3 手根骨、中手骨、手の種子骨及び指骨（以下「手」という。）又は足根骨、足趾骨及び中足骨（以下「足」という。）について複数の手術を同時に行い、術中透視装置を使用した場合は、併せて1回の算定となります。

注4 右手、左手又は右足、左足にそれぞれ手術を行い、術中透視装置をそれぞれの手又は足に使用した場合は、それぞれ1回まで算定できます。

19 手指の機能回復指導加算 190点

手（手関節以下）及び手の指の初期治療における機能回復指導加算として、当該部位について、次に掲げる健保点数表における第10部手術を行った場合は1回に限り所定点数に190点を加算できます。

- (1) 創傷処理、デブリードマン
- (2) 皮膚切開術
- (3) 筋骨格系・四肢・体幹の手術

注1 時間外加算及び四肢加算はできません。

注2 右手、左手をそれぞれ手術した場合でも算定は1回限りです。

20 固定用伸縮性包帯

医師の診察に基づき、処置及び手術において頭部・頸部・躯幹及び四肢に固定用伸縮性包帯の使用が必要と認める場合に実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）を算定することができます。

注1 処置及び手術に当たって通常使用される治療材料（包帯等）又は衛生材料（ガーゼ等）の費用（22の場合を除く。）は算定できません。

注2 医師が必要と判断した場合には固定用伸縮性包帯と下記21の頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯を併せて算定できます。

21 頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯

医師の診察に基づき、頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯の使用が必要と認める場合に実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）を算定することができます。

また、健保点数表の腰部、胸部又は頸部固定帯加算が算定できる場合については、当該実費相当額が170点を超える場合は実費相当額が算定でき、当該実費相当額が170点未満の場合は170点を算定できますが、そのことを踏まえ、頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯についても、同様の取扱いとします。

注1 請求に当たっては、医師の診察の結果、頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯の使用が必要と判断した旨を診療録に記載し明確にしておく必要があります。

注2 頸椎固定用シーネの費用と「J200 腰部、胸部又は頸部固定帯加算」は重複算定できません。

注3 医師が必要と判断した場合には頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯と上記20の固定用伸縮性包帯を併せて算定できます。

22 皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

通院療養中の傷病労働者に対して、皮膚瘻等に係る自宅療養用の滅菌ガーゼ（絆創膏を含む。）を支給した場合に実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）を算定することができます。

なお、支給対象者は以下の（1）及び（2）の要件を満たす者となります。

（1）せき髄損傷等による重度の障害者のうち、尿路変更による皮膚瘻を形成しているもの、尿路へカテーテルを留置しているもの、又は、これらに類する創部を有するもの。（褥瘡については、ごく小さな範囲のものに限ります。）

（2）自宅等で頻繁にガーゼの交換を必要とするため、診療担当医が投与の必要を認めたもの。

注 支給できるものは、診療担当医から直接処方・投与を受けたガーゼに限るため、診療担当医の指示によるものであっても、市販のガーゼを傷病労働者が自ら購入するものは、支給の対象となりません。（昭和55年3月1日付け基発第99号）

23 処置等の特例（参考11：66ページ参照）

（1）3部位（局所）の取扱いについて

① 介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰

部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射を同一日に行った場合は、1日につき合わせて負傷にあつては受傷部位ごとに3部位を限度とし、また、疾病にあつては3局所を限度として算定できます。

- ② 消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」については、1日につき所定点数（「湿布処置」の場合は倍率が異なる部位ごとに算定し合算とする。）を算定できます。

なお、「湿布処置」と肛門処置を倍率が異なる部位に行った場合は、倍率が異なる部位ごとに算定し合算できます。

（例1）

右上肢に「手技による療法」	35点×1.5倍	=	53点
左上肢に低出力レーザー照射	35点×1.5倍	=	53点
右下肢に「器具等による療法」	35点×1.5倍	=	53点
左下肢に介達牽引	35点×1.5倍	=	53点
3部位までの算定になりますので、53点+53点+53点=159点			

（例2）

腰部に「湿布処置」	35点	=	35点
左前腕に「湿布処置」	35点×1.5倍	=	53点
右手指から前腕に「湿布処置」	35点×2.0倍	=	70点
合 計			158点

（2）処置の併施について

介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置（「湿布処置」、「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」）、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射及び肛門処置を同一日にそれぞれ異なる部位に行った場合は、「湿布処置」又は肛門処置（※）の所定点数の他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射のうち計2部位までの所定点数を合わせて算定できます。

なお、この場合、「湿布処置」又は肛門処置（※）の所定点数を算定することなく、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射を合計で3部位まで算定することとしても差し支えありません。

（※）「湿布処置」と肛門処置をそれぞれ倍率が異なる部位ごとに算定する場合は、「「湿布処置」及び肛門処置」となります。

（例1）

左前腕に「湿布処置」	35点×1.5倍	=	53点
左下肢に介達牽引	35点×1.5倍	=	53点
右下肢に「手技による療法」	35点×1.5倍	=	53点
腰部に腰部固定帯固定	35点	=	35点
「湿布処置」＋（介達牽引＋「手技による療法」（計2部位））			
	53点+53点+53点	=	159点

(例 2)

腰 部に「湿布処置」	35 点	=	35 点
肛門処置	24 点	=	24 点
左下肢に介達牽引	35 点×1.5 倍	=	53 点
右下肢に「手技による療法」	35 点×1.5 倍	=	53 点
左上肢に矯正固定	35 点×1.5 倍	=	53 点
「湿布処置」＋（介達牽引、「手技による療法」又は矯正固定（2 部位分））の合計	35 点＋53 点＋53 点	=	141 点

介達牽引＋「手技による療法」＋矯正固定(合計 3 部位)

53 点＋53 点＋53 点 = 159 点

したがって、この場合は 159 点を算定します。

(3) 処置等の併施について

- ① 疾患別リハビリテーションの他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射を同一日に行った場合は、疾患別リハビリテーションの所定点数の他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定又は低出力レーザー照射のいずれか 1 部位を算定できます。

なお、この場合、疾患別リハビリテーションの所定点数を算定することなく、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射を合計で 3 部位まで算定することとしても差し支えありません。

- ② 「湿布処置」、肛門処置及び疾患別リハビリテーションを同一日に行った場合は、「湿布処置」の 1 部位又は肛門処置のいずれかの所定点数と疾患別リハビリテーションの所定点数を算定できます。

- ③ 「湿布処置」、肛門処置及び疾患別リハビリテーションの他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射を同一日に行った場合は、疾患別リハビリテーションの所定点数と「湿布処置」の 1 部位又は肛門処置のいずれかの所定点数の他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定又は低出力レーザー照射のいずれか 1 部位を算定できます。

なお、この場合、疾患別リハビリテーションの所定点数を算定することなく、「湿布処置」又は肛門処置(※)の所定点数の他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射のうち計 2 部位まで算定することとして差し支えありません。

また、「疾患別リハビリテーションの所定点数と「湿布処置」の 1 部位又は肛門処置のいずれかの所定点数」及び「「湿布処置」

又は肛門処置（※）の所定点数を算定することなく、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射を合計で3部位まで算定することとしても差し支えありません。

（※）「湿布処置」と肛門処置をそれぞれ倍率が異なる部位ごとに算定する場合は、「湿布処置」及び肛門処置」となります。

（例1）

右上肢に運動器リハビリテーション料（Ⅲ）1単位	85点×1.5倍＝	128点
右上肢に「器具等による療法」	35点×1.5倍＝	53点
合 計		181点

（例2）

左上肢に運動器リハビリテーション料（Ⅲ）1単位	85点×1.5倍＝	128点
左下肢に介達牽引	35点×1.5倍＝	53点
左上肢に変形機械矯正術	35点×1.5倍＝	53点
運動器リハビリテーション料（Ⅲ）＋（介達牽引又は変形機械矯正術（1部位分））の合計	128点＋53点	＝ 181点

（例3）

腰部に運動器リハビリテーション料（Ⅲ）1単位	85点	＝	85点
右下肢に介達牽引	35点×1.5倍	＝	53点
右上肢に「手技による療法」	35点×1.5倍	＝	53点
左下肢に低出力レーザー照射	35点×1.5倍	＝	53点
運動器リハビリテーション料（Ⅲ）＋（介達牽引、「手技による療法」又は低出力レーザー照射（1部位分））の合計	85点＋53点	＝	138点

介達牽引＋「手技による療法」＋低出力レーザー照射（3部位）の合計
53点＋53点＋53点＝159点
したがって、この場合は159点を算定する。

（例4）

左上肢に運動器リハビリテーション料（Ⅲ）1単位	85点×1.5倍	＝128点
左上肢に「湿布処置」	35点×1.5倍	＝ 53点
合 計		181点

（例5）

左上肢に運動器リハビリテーション料（Ⅲ）1単位	85点×1.5倍	＝ 128点
右下肢に「湿布処置」	35点×1.5倍	＝ 53点
腰部に介達牽引	35点	＝ 35点
右上肢に「手技による療法」	35点×1.5倍	＝ 53点
左下肢に「器具等による療法」	35点×1.5倍	＝ 53点
運動器リハビリテーション料（Ⅲ）＋「湿布処置」＋「器具等による療法」の合計	128点＋53点＋53点	＝ 234点

注1 四肢加算の取扱いは、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、

「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」及び低出力レーザー照射については所定点数の1.5倍、「湿布処置」は所定点数の1.5倍（手及び手指は2倍）として算定することができます。

注2 局所とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの躯幹のそれぞれを1局所とし、全身を5局所に分けたものをいいます。

注3 介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射の部位（局所）、消炎鎮痛等処置の種類及び部位（局所）について、診療費請求内訳書に明確に記載するよう医療機関に指導してください。

注4 外来診療料を算定する医療機関においては、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射及び肛門処置は算定できません。また「湿布処置」及び肛門処置については、診療所において、入院中の患者以外の患者のみに算定することができます。

24 職業復帰訪問指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合	1日につき770点
その他の疾患の場合	1日につき580点

- (1) 傷病労働者（入院期間が1月を超えると見込まれる者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者であって就労が可能と医師が認める者。）が職業復帰を予定している事業場に対し、医師等（医師又は医師の指示を受けた看護職員（注1）、理学療法士、作業療法士及び公認心理師をいう。以下同じ。）又は医師の指示を受けたソーシャルワーカー（注2）が当該傷病労働者の同意を得て職場を訪問し、当該職場の事業主（注3）に対して、職業復帰のために必要な指導（以下「訪問指導」という。）を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、入院中及び通院中に合わせて3回（入院期間が継続して6月を超えると見込まれる傷病労働者にあつては、当該入院中及び退院後の通院中に合わせて6回）に限り算定できます。（注4）
- (2) 医師等のうち異なる職種の者2人以上が共同して訪問指導を行った場合や医師等がソーシャルワーカーと一緒に訪問指導を行った場合は、380点を所定点数に加算して算定できます。なお、同一の職種の者2人以上が共同して訪問指導を行った場合は、380点を所定点数に加算することはできません。
- (3) 精神疾患を主たる傷病とする場合にあつては、医師等に精神保健福祉士を含みます。
- (4) 訪問指導を実施した日と同一日又は訪問指導を行った後1月以内に、医師又は医師の指示を受けた看護職員、理学療法士若しく

は作業療法士が上記（１）の傷病労働者のうち入院中の者に対し、本人の同意を得て、職業復帰を予定している事業場において特殊な器具、設備を用いた作業を行う職種への復職のための作業訓練又は事業場を目的地とする通勤のための移動手段の獲得訓練を行い、診療録に訪問指導の日、訓練を行った日、訓練実施時間及び訓練内容の要点を記載した場合は、訪問指導１回につき２回を限度に職業復帰訪問訓練加算として１日につき４００点を職業復帰訪問指導料の所定点数に加算して算定できます。

注１ 看護職員とは、看護師及び准看護師をいいます。
看護師と准看護師が共同して訪問指導を行った場合は、３８０点の加算は算定できません。

注２ ソーシャルワーカーとは、社会福祉士及び精神保健福祉士をいいます。

注３ 事業主には、人事・労務担当者等傷病労働者の職場復帰に関する権限を有する者も含みます。

注４ 入院中又は通院中における算定については、指導の実施日に算定します。

注５ 職業復帰訪問訓練加算の算定要件及び実施上の留意事項は以下のとおりです。

① 算定要件

ア 入院期間が１月を超えると見込まれる傷病労働者に対する訓練であること。

イ 傷病労働者が復職予定の事業場で行われた作業訓練（以下「作業訓練」という。）及び当該事業場を目的地とする経路において行われた通勤のための移動手段の獲得訓練（以下「通勤訓練」という。）であること。

ウ 作業訓練の内容は、特殊な器具、設備を用いた作業（旋盤作業等）を行う職種への復職の準備のため、当該器具、設備を用いた訓練であって入院医療機関内で実施できないものを行うものであること。

エ 作業訓練の実施時間は２０分以上（ただし、原則６０分を上限とする。）であること。

オ 通勤訓練は、移動の手段の獲得を目的として、バス、電車等への乗降等、傷病労働者が実際に利用する利用手段を用いた訓練を行うものであること。

カ 訪問指導と同一日又は訪問指導の日から１月以内に作業訓練又

は通勤訓練を行ったものであること。なお、同一日に、訪問指導又は作業訓練を行うことなく通勤訓練のみを行う場合にあっては、当該事業場へ到着の際に事業主へ訓練の状況について報告を行うこと。

キ 職業復帰予定の事業場への往復を含め、訓練の実施中は医師等が傷病労働者に常時付添い、必要に応じて速やかに入院医療機関に連絡、搬送できる体制を確保する等、安全性に十分配慮すること。

ク 診療録に訪問指導を行った日、訓練を行った日、訓練実施時間及び訓練内容の要点を記載すること。また、職業復帰訪問訓練加算を算定する場合は、診療費請求内訳書の摘要欄に訪問指導を行った日及び訓練を行った日を記載すること。

ケ 疾患別リハビリテーション料を実施し算定する日にあっては、職業復帰訪問訓練加算を併算定できないこと。

② 実施上の留意事項

作業訓練及び通勤訓練を実施するにあたっては、明確に訓練と位置付け、職業復帰予定の事業場との間で使用従属関係下の労働とならないようにする必要があること。

25 精神科職場復帰支援加算 200点

精神科を受診中の傷病労働者に、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、精神科作業療法、通院集団精神療法を実施した場合であって、当該プログラムに職場復帰支援のプログラム（※）が含まれている場合に、週に1回算定できます。

（※） 職場復帰支援のプログラムとは、オフィス機器又は工具を使用した作業、擬似オフィスによる作業又は復職に向けてのミーティング、感想文等の作成等の集団で行われる職場復帰に有効な項目であって、医師、看護職員、作業療法士、ソーシャルワーカー等の医療チームによって行われるものをいいます。

注 請求に当たっては、当該プログラムの実施日及び要点を診療費請求内訳書の摘要欄に記載するか、実施したプログラムの写しを診療費請求内訳書に添付する必要があります。（職場復帰支援のプログラムの例は参考12（67ページ）のとおりです。）

26 石綿疾患療養管理料 225点

石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚に限る。）について、診療計画に基づく受診、検査の指示又は服薬、運動、栄養、疼痛等の療養上の管理を行った場合に月2回に限り算定できます。

注1 請求に当たっては、管理内容の要点を診療録に記載する必要があります。

注2 初診料を算定することができる日及び月においても、算定できます。また、入院中の患者においても、算定できます。

注3 同一月において重複算定できない管理料等については、参考3（31 ページ）のとおりです。

27 石綿疾患労災請求指導料 450点

石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚に限る。）の診断を行った上で、傷病労働者に対する石綿ばく露に関する職歴の問診を実施し、業務による石綿ばく露が疑われる場合に労災請求の勧奨を行い、現に療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書（告示様式第5号）又は療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（告示様式第7号（1））が提出された場合に、1回に限り算定できます。

注1 請求に当たっては、次の①から④の事項を診療録に記載し明確にしておく必要があります。

- ①石綿関連疾患の診断を行ったこと
- ②患者に行った問診内容（概要）
- ③業務による石綿ばく露が疑われた理由
- ④労災請求の勧奨を行ったこと

注2 本指導料は、労災請求された個別事案が業務上と認定された場合のみ支払われます。

注3 本指導料は、療養の給付請求書取扱料と併せて算定できます。

28 労災電子化加算 5点

電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点を算定できます。

注1 薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

注2 「労災電子化加算」の算定は、令和8年3月診療分までとなる予定です。

29 職場復帰支援・療養指導料

- | | | |
|-------------------|-----|------|
| 1 精神疾患を主たる傷病とする場合 | 初回 | 900点 |
| | 2回目 | 560点 |

3回目	450点
4回目	330点

2 その他の疾患の場合

初回	680点
2回目	420点
3回目	330点
4回目	250点

(1) 傷病労働者（入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。下記(2)から(5)について同じ。）に対し、当該労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋（別紙様式1～4）参考13（68～71ページ）」又はこれに準じた文書を当該労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合に月1回に限り算定できます。

(2) 傷病労働者の主治医が、当該労働者の同意を得て、所属事業場の産業医（主治医が当該労働者の所属事業場の産業医を兼ねている場合を除く。）に対して文書（指導管理箋等）をもって情報提供した場合についても算定できます。

(3) 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、当該労働者の同意を得て、当該医療機関等に赴いた当該労働者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合についても算定できます。

(4) 上記(1)～(3)の算定は、同一傷病労働者につき、それぞれ4回を限度とします。

ただし、頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群等の慢性的な疾病を主病とする者で現に就労している者については、医師が必要と認める期間とし、回数の制限はありません。その際、4回目以降は4回目の点数とします。

(5) 上記(2)又は(3)を満たし、職場復帰支援・療養指導料を算定している患者であり、かつ、以下①～③の要件を満たした場合、療養・就労両立支援加算として、同一傷病労働者に対して1

回につき600点を算定することができます。

- ①事業主又は産業医から治療上望ましい配慮等について助言を取得すること。
- ②助言を踏まえて、医師が治療計画の再評価を実施し、必要に応じ治療計画の変更を行うこと。
- ③傷病労働者に対して、治療計画変更の必要性の有無や具体的な内容等について、説明を行うこと。

注1 事業主には、人事・労務担当者等傷病労働者の職場復帰に関する権限を有する者も含まれます。

注2 看護職員とは、看護師及び准看護師をいいます。

注3 ソーシャルワーカーとは、社会福祉士及び精神保健福祉士をいいます。

注4 請求に当たっては、職場復帰支援・療養指導料の算定時は、指導管理箋等の写しを診療録に添付し明確にしておく必要があります。

注5 療養・就労両立支援加算の算定時は、取得した助言の内容及び患者に説明した内容を診療録に明確にしておく必要があります。

注6 同一傷病について、健康保険診療報酬点数表の療養・就労両立支援指導料を重複して算定することは、原則、認められません。ただし、同一傷病であっても、指導する内容等が異なっている場合は、それぞれ算定することができます。

30 社会復帰支援指導料 130点

- (1) 3か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む)上の注意事項等について、医師が所定の様式に基づき指導を行い、診療費請求内訳書の摘要欄に、指導年月日及び治ゆが見込まれる時期を記載した場合に、同一傷病労働者につき、1回に限り算定できます。

ただし、転医している場合は、医療機関につき1回に限り算定できます。

- (2) この指導は「早期社会復帰のための指導項目(参考14(72ページ))」の指導項目に基づいて行い、算定にあたっては、当該様式に必要事項を記載して診療録に添付する必要があります。

31 振動障害に係る検査料

振動障害に係る検査料については、健保点数表に定めてありませんが、労災保険においては、次により算定することができます。

検 査 項 目	点 数
(1)握力（最大握力、瞬発握力）、維持握力（5回法）を併せて行う検査	片手、両手にかかわらず60点
(2)維持握力（60％法）検査	片手、両手にかかわらず60点
つまみ力検査	片手、両手にかかわらず60点
タッピング検査	片手、両手にかかわらず60点
(3)常温下での手指の皮膚温検査	1指につき 7点
(4)冷却負荷による手指の皮膚温検査	1指1回につき 7点
(5)常温下による爪圧迫検査	1指につき 7点
(6)冷却負荷による爪圧迫検査	1指1回につき 7点
(7)常温下での手指の痛覚検査	1指につき 9点
(8)冷却負荷による手指の痛覚検査	1指1回につき 9点
(9)指先の振動覚（常温下での両手）検査	1指につき 40点
(10)指先の振動覚（冷却負荷での両手）検査	1指1回につき 40点
(11)手背等の温覚検査	1手につき 9点
(12)手背等の冷覚検査	1手につき 9点

32 文書料

取扱いについては参考15（73ページ）のとおりです。

II 参 考

参考1

非課税医療機関一覧

(令和6年3月31日現在)

1 設立形態により判断できるもの

形 態	根拠条文(※1)
国・地方公共団体・国立大学法人・地方独立行政法人・独立行政法人	法第2条第5号
日本赤十字社	令第5条第29号イ
社会福祉法人	令第5条第29号ロ
私立学校法による学校法人	令第5条第29号ハ
全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会	令第5条第29号ニ
国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会	令第5条第29号ホ
地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	令第5条第29号ヘ
日本私立学校振興・共済事業団	令第5条第29号ト
社会医療法人	令第5条第29号チ
公益財団法人結核予防会	令第5条第29号リ
公益社団法人等の運営するハンセン病療養所(神山復生病院)	令第5条第29号ヌ
学術の研究を行う公益法人に付随するもの	令第5条第29号ル
農業協同組合連合会(所得税法及び法人税法の規定に基づく財務省告示により指定するもの)	令第5条第29号ワ (昭和61年1月31日大蔵省告示第11号)

2 課税・非課税の別を医療機関に照会し判断するもの(※2)

形 態	根拠条文(※1)
医師会、歯科医師会	令第5条第29号ヲ
看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第1項による指定を受けた公益社団法人等	令第5条第29号カ
上記以外の公益法人等	令第5条第29号コ

(※1)法:法人税法、令:法人税法施行令

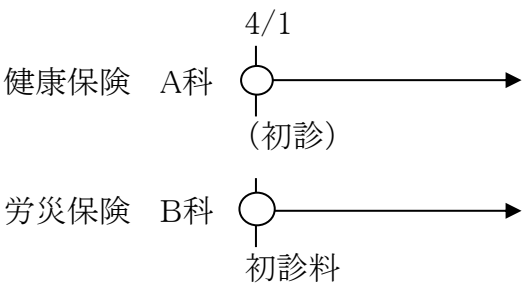
(※2)診療月の属する会計年度の前々年度(事業年度が会計年度と異なるときは診療月の属する会計年度当初において既に確定申告を行った直近の事業年度)の医療保健業について、当該法人等が非課税医療機関に該当するとして確定申告を行ったもの

初診料の算定例

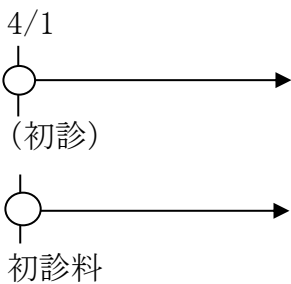
○:当科における最初の受診日、●:当科における2回目以降の受診日

1 健康保険の初診日と労災保険の初診日が同一日の場合

(1)健康保険が主傷病の場合



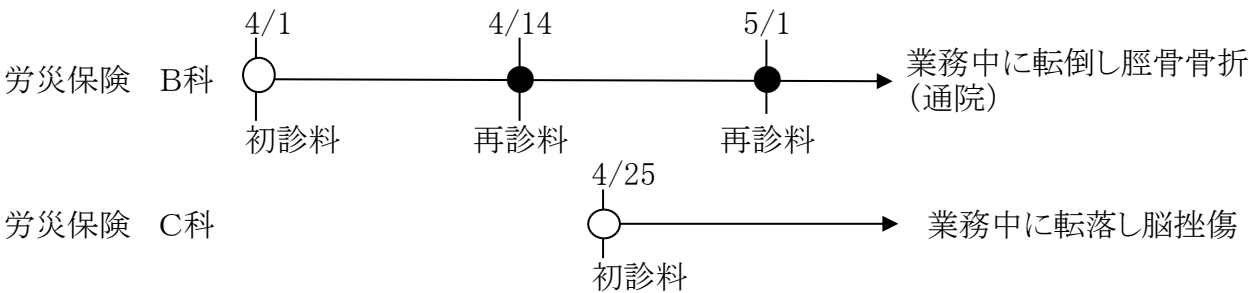
(2)労災保険が主傷病の場合



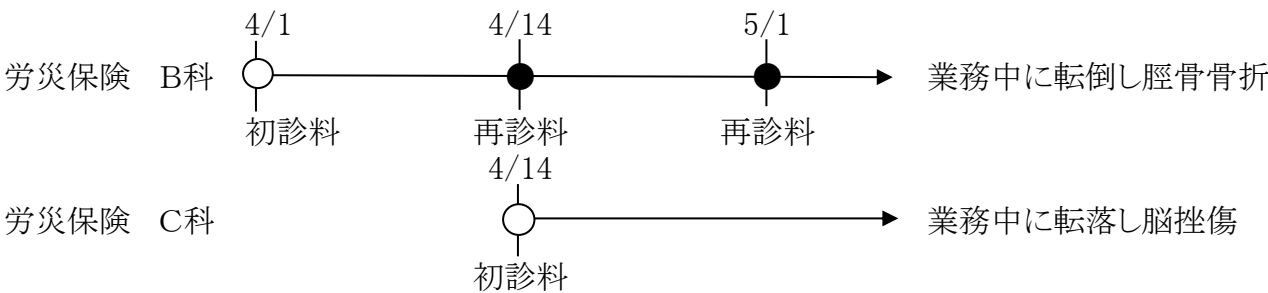
(1)、(2)ともに労災保険の支給事由発生につき、B科で初診料(3,850円)が算定できる。

2 労災保険で継続療養中に、新たな労災傷病の初診を他科で行った場合

(1)労災保険の再診日と新たな労災保険の初診日が別の場合



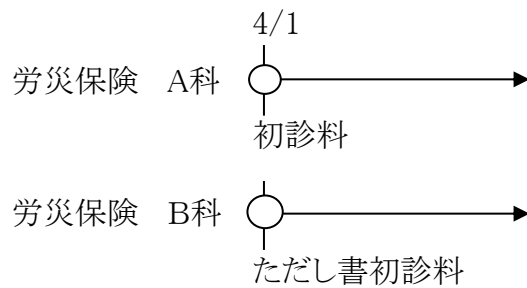
(2)労災保険の再診日と新たな労災保険の初診日が同一日の場合



(1)、(2)ともに労災保険でB科診療中であっても、新たな支給事由が発生した場合は、C科で初診料(3,850円)が算定できる。なお、同一の診療科であっても算定できる。

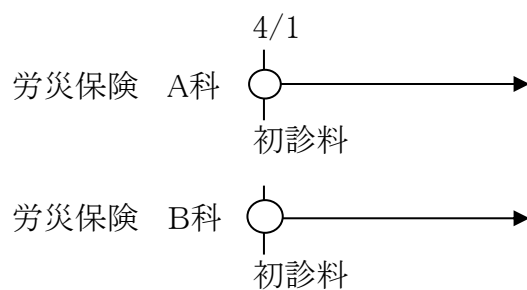
3 労災保険の初診日に複数科を受診した場合

(1) 同一の災害(傷病が異なる)による場合



(1) 同一日で災害が同じ場合は、ただし書き初診料(1,930円)が算定できる。

(2) 別災害による場合



(2) 同一日で災害が異なる場合は、いずれの科も初診料(3,850円)が算定できる。

重複算定のできない管理料等

再診時療養指導管理料と石綿疾患療養管理料は同月に重複算定できません。
また、それぞれ次表に掲げる各管理料等とも同月に重複算定できません。

区分	名称	区分	名称
B000	特定疾患療養管理料	C108-2	在宅腫瘍化学療法注射指導管理料
B001	ウイルス疾患指導料	C108-3	在宅強心剤持続投与指導管理料
	てんかん指導料	C108-4	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料
	難病外来指導管理料	C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料
	皮膚科特定疾患指導管理料	C110	在宅自己疼痛管理指導管理料
	心臓ペースメーカー指導管理料	C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料
	慢性疼痛疾患管理料	C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料
	耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料	C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料
C002	在宅時医学総合管理料	C110-5	在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料
C002-2	施設入居時等医学総合管理料	C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料
C010	在宅患者連携指導料	C112	在宅気管切開患者指導管理料
C100	退院前在宅療養指導管理料	C112-2	在宅喉頭摘出患者指導管理料
C101	在宅自己注射指導管理料	C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
C102-2	在宅血液透析指導管理料	C117	在宅経腸投薬指導管理料
C103	在宅酸素療法指導管理料	C118	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	C119	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	C120	在宅中耳加圧療法指導管理料
C105-3	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	C121	在宅抗菌薬吸入療法指導管理料
C106	在宅自己導尿指導管理料	I002	通院・在宅精神療法
C107	在宅人工呼吸指導管理料	I004	心身医学療法
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	I016	精神科在宅患者支援管理料
C107-3	在宅ハイフローセラピー指導管理料	その他	「B000特定疾患療養管理料」と重複算定できない指導管理料等
C108	在宅麻薬等注射指導管理料		

参考 4

入院基本料特例取扱点数一覧表

A100 一般病棟入院基本料

急性期一般入院基本料

区分	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
急性期一般入院料 1	1,688 点	7 : 1 以上 70%以上	16日以内	2,194 点	1,705 点
急性期一般入院料 2	1,644 点	10 : 1 以上 70%以上	21日以内	2,137 点	1,660 点
急性期一般入院料 3	1,569 点	10 : 1 以上 70%以上	21日以内	2,040 点	1,585 点
急性期一般入院料 4	1,462 点	10 : 1 以上 70%以上	21日以内	1,901 点	1,477 点
急性期一般入院料 5	1,451 点	10 : 1 以上 70%以上	21日以内	1,886 点	1,466 点
急性期一般入院料 6	1,404 点	10 : 1 以上 70%以上	21日以内	1,825 点	1,418 点

地域一般入院基本料

区分	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
地域一般入院料 1	1,176 点	13 : 1 以上 70%以上	24日以内	1,529 点	1,188 点
地域一般入院料 2	1,170 点	13 : 1 以上 70%以上	24日以内	1,521 点	1,182 点
地域一般入院料 3	1,003 点	15 : 1 以上 40%以上	60日以内	1,304 点	1,013 点

特別入院基本料	612 点	上記各区分の要件等に該当しない医療機関	796 点	618 点
---------	-------	---------------------	-------	-------

*注 入院の日から起算して（1日につき）

A101 療養病棟入院基本料

療養病棟入院料 1

区分	基本点数	看護配置 看護師比率	看護補助配置	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院料 1	1,964 点	20 : 1 以上 20%以上	20 : 1 以上	2,553 点	1,984 点
入院料 2	1,909 点			2,482 点	1,928 点
入院料 3	1,621 点			2,107 点	1,637 点
入院料 4	1,692 点			2,200 点	1,709 点
入院料 5	1,637 点			2,128 点	1,653 点
入院料 6	1,349 点			1,754 点	1,362 点
入院料 7	1,644 点			2,137 点	1,660 点
入院料 8	1,589 点			2,066 点	1,605 点
入院料 9	1,301 点			1,691 点	1,314 点
入院料 10	1,831 点			2,380 点	1,849 点
入院料 11	1,776 点			2,309 点	1,794 点
入院料 12	1,488 点			1,934 点	1,503 点
入院料 13	1,455 点			1,892 点	1,470 点
入院料 14	1,427 点			1,855 点	1,441 点
入院料 15	1,273 点			1,655 点	1,286 点
入院料 16	1,371 点			1,782 点	1,385 点
入院料 17	1,343 点			1,746 点	1,356 点
入院料 18	1,189 点			1,546 点	1,201 点
入院料 19	1,831 点			2,380 点	1,849 点
入院料 20	1,776 点			2,309 点	1,794 点
入院料 21	1,488 点			1,934 点	1,503 点

入院料 2 2	1,442 点	20 : 1 以上 20%以上	20 : 1 以上	1,875 点	1,456 点
入院料 2 3	1,414 点			1,838 点	1,428 点
入院料 2 4	1,260 点			1,638 点	1,273 点
入院料 2 5	983 点			1,278 点	993 点
入院料 2 6	935 点			1,216 点	944 点
入院料 2 7	830 点			1,079 点	838 点
入院料 2 8	1,831 点			2,380 点	1,849 点
入院料 2 9	1,776 点			2,309 点	1,794 点
入院料 3 0	1,488 点			1,934 点	1,503 点

療養病棟入院料 2

区分	基本点数	看護配置 看護師比率	看護補助配置	2 週間以内 (1.30倍)	2 週間超 (1.01倍)
入院料 1	1,899 点	20 : 1 以上 20%以上	20 : 1 以上	2,469 点	1,918 点
入院料 2	1,845 点			2,399 点	1,863 点
入院料 3	1,556 点			2,023 点	1,572 点
入院料 4	1,627 点			2,115 点	1,643 点
入院料 5	1,573 点			2,045 点	1,589 点
入院料 6	1,284 点			1,669 点	1,297 点
入院料 7	1,579 点			2,053 点	1,595 点
入院料 8	1,525 点			1,983 点	1,540 点
入院料 9	1,236 点			1,607 点	1,248 点
入院料 1 0	1,766 点			2,296 点	1,784 点
入院料 1 1	1,712 点			2,226 点	1,729 点
入院料 1 2	1,423 点			1,850 点	1,437 点
入院料 1 3	1,389 点			1,806 点	1,403 点

入院料 1 4	1,362 点	20 : 1 以上 20%以上	20 : 1 以上	1,771 点	1,376 点
入院料 1 5	1,207 点			1,569 点	1,219 点
入院料 1 6	1,305 点			1,697 点	1,318 点
入院料 1 7	1,278 点			1,661 点	1,291 点
入院料 1 8	1,123 点			1,460 点	1,134 点
入院料 1 9	1,766 点			2,296 点	1,784 点
入院料 2 0	1,712 点			2,226 点	1,729 点
入院料 2 1	1,423 点			1,850 点	1,437 点
入院料 2 2	1,376 点			1,789 点	1,390 点
入院料 2 3	1,349 点			1,754 点	1,362 点
入院料 2 4	1,194 点			1,552 点	1,206 点
入院料 2 5	918 点			1,193 点	927 点
入院料 2 6	870 点			1,131 点	879 点
入院料 2 7	766 点			996 点	774 点
入院料 2 8	1,766 点			2,296 点	1,784 点
入院料 2 9	1,712 点			2,226 点	1,729 点
入院料 3 0	1,423 点			1,850 点	1,437 点

特別入院基本料	582 点	上記要件等に該当しない医療機関	757 点	588 点
---------	-------	-----------------	-------	-------

*注 入院の日から起算して（1日につき）

A102 結核病棟入院基本料

区分	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
7対1入院基本料	1,677 点	7：1以上 70%以上		2,180 点	1,694 点
10対1入院基本料	1,405 点	10：1以上 70%以上		1,827 点	1,419 点
13対1入院基本料	1,182 点	13：1以上 70%以上		1,537 点	1,194 点
15対1入院基本料	1,013 点	15：1以上 40%以上		1,317 点	1,023 点
18対1入院基本料	868 点	18：1以上 40%以上		1,128 点	877 点
20対1入院基本料	819 点	20：1以上 40%以上		1,065 点	827 点
特別入院基本料	586 点	上記各区分の要件等に該当しない医療機関		762 点	592 点

*注 入院の日から起算して（1日につき）

A103 精神病棟入院基本料

区分	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数 GAF尺度等	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
10対1入院基本料	1,306 点	10：1以上 70%以上	40日以内 GAF尺度30以下の患者 が5割以上	1,698 点	1,319 点
13対1入院基本料	973 点	13：1以上 70%以上	80日以内 GAF尺度30以下又は身 体合併症を有する患者が 4割以上	1,265 点	983 点
15対1入院基本料	844 点	15：1以上 40%以上	—	1,097 点	852 点
18対1入院基本料	753 点	18：1以上 40%以上	—	979 点	761 点
20対1入院基本料	697 点	20：1以上 40%以上	—	906 点	704 点
特別入院基本料	566 点	看護配置25：1以上で上記各区分 の要件等に該当しない医療機関		736 点	572 点

*注 入院の日から起算して（1日につき）

A104 特定機能病院入院基本料

区分	区分	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数 G A F 尺度等	2 週間以内 (1.30倍)	2 週間超 (1.01倍)
一般病棟	7 対 1 入院基本料	1,822 点	7 : 1 以上 70%以上	26日以内 —	2,369 点	1,840 点
	10対 1 入院基本料	1,458 点	10 : 1 以上 70%以上	28日以内 —	1,895 点	1,473 点
結核病棟	7 対 1 入院基本料	1,822 点	7 : 1 以上 70%以上	—	2,369 点	1,840 点
	10対 1 入院基本料	1,458 点	10 : 1 以上 70%以上	—	1,895 点	1,473 点
	13対 1 入院基本料	1,228 点	13 : 1 以上 70%以上	—	1,596 点	1,240 点
	15対 1 入院基本料	1,053 点	15 : 1 以上 70%以上	—	1,369 点	1,064 点
精神病棟	7 対 1 入院基本料	1,551 点	7 : 1 以上 70%以上	40日以内 G A F 尺度30以下の 患者が 5 割以上	2,016 点	1,567 点
	10対 1 入院基本料	1,393 点	10 : 1 以上 70%以上	40日以内 G A F 尺度30以下の 患者が 5 割以上	1,811 点	1,407 点
	13対 1 入院基本料	1,038 点	13 : 1 以上 70%以上	80日以内 G A F 尺度30以下又 は身体合併症を有す る患者が 4 割以上	1,349 点	1,048 点
	15対 1 入院基本料	948 点	15 : 1 以上 70%以上	—	1,232 点	957 点

*注 入院の日から起算して（1日につき）

A105 専門病院入院基本料

区分	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
7対1入院基本料	1,705 点	7 : 1 以上 70%以上	28日以内	2,217 点	1,722 点
10対1入院基本料	1,421 点	10 : 1 以上 70%以上	33日以内	1,847 点	1,435 点
13対1入院基本料	1,191 点	13 : 1 以上 70%以上	36日以内	1,548 点	1,203 点

*注 入院の日から起算して（1日につき）

A106 障害者施設等入院基本料

区分	基本点数	看護配置 看護師比率	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
7対1入院基本料	1,637 点	7 : 1 以上 70%以上	2,128 点	1,653 点
10対1入院基本料	1,375 点	10 : 1 以上 70%以上	1,788 点	1,389 点
13対1入院基本料	1,155 点	13 : 1 以上 70%以上	1,502 点	1,167 点
15対1入院基本料	1,010 点	15 : 1 以上 40%以上	1,313 点	1,020 点

*注 入院の日から起算して（1日につき）

A108 有床診療所入院基本料

有床診療所入院基本料 1

区分	基本点数	看護配置	2 週間以内 (1.30倍)	2 週間超 (1.01倍)
14日以内	932 点	看護職員 7 人以上	1,212 点	
15日以上30日以内	724 点			731 点
31日以上	615 点			621 点

有床診療所入院基本料 2

区分	基本点数	看護配置	2 週間以内 (1.30倍)	2 週間超 (1.01倍)
14日以内	835 点	看護職員 4 人以上 7 人未満	1,086 点	
15日以上30日以内	627 点			633 点
31日以上	566 点			572 点

有床診療所入院基本料 3

区分	基本点数	看護配置	2 週間以内 (1.30倍)	2 週間超 (1.01倍)
14日以内	616 点	看護職員 1 人以上 4 人未満	801 点	
15日以上30日以内	578 点			584 点
31日以上	544 点			549 点

*注 入院の日から起算して（1日につき）

A108 有床診療所入院基本料

有床診療所入院基本料 4

区分	基本点数	看護配置	2 週間以内 (1.30倍)	2 週間超 (1.01倍)
14日以内	838 点	看護職員 7 人以上	1,089 点	
15日以上30日以内	652 点			659 点
31日以上	552 点			558 点

有床診療所入院基本料 5

区分	基本点数	看護配置	2 週間以内 (1.30倍)	2 週間超 (1.01倍)
14日以内	750 点	看護職員 4 人以上 7 人未満	975 点	
15日以上30日以内	564 点			570 点
31日以上	509 点			514 点

有床診療所入院基本料 6

区分	基本点数	看護配置	2 週間以内 (1.30倍)	2 週間超 (1.01倍)
14日以内	553 点	看護職員 1 人以上 4 人未満	719 点	
15日以上30日以内	519 点			524 点
31日以上	490 点			495 点

*注 入院の日から起算して（1日につき）

A109 有床診療所療養病床入院基本料

区分	基本点数	看護配置	看護補助配置	2 週間以内 (1.30倍)	2 週間超 (1.01倍)
入院基本料 A	1,073 点	4 : 1 以上	4 : 1 以上	1,395	1,084 点
入院基本料 B	960 点			1,248	970 点
入院基本料 C	841 点			1,093	849 点
入院基本料 D	665 点			865	672 点
入院基本料 E	575 点			748	581 点
特別入院基本料	493 点	上記要件等に該当しない医療機関		641	498 点

*注 入院の日から起算して（1日につき）

健保点数表における第1章第2部「入院料等」の第1節「入院基本料」に示される各種加算の取扱い

病棟区分	1. 30倍、1. 01倍できるもの	健保点数	1. 30倍、1. 01倍できないもの	健保点数
一般病棟入院基本料			14日以内の期間の加算	450点
			15日以上30日以内の期間の加算	192点
			救急・在宅等支援病床初期加算(14日限度)	150点
療養病棟入院基本料	褥瘡対策加算 1	15点	急性期患者支援療養病床初期加算(14日限度)	300点
	褥瘡対策加算 2	5点	在宅患者支援療養病床初期加算(14日限度)	350点
	慢性維持透析管理加算	100点	経腸栄養管理加算(7日限度)	300点
	在宅復帰機能強化加算	50点		
	夜間看護加算	50点		
	看護補助体制充実加算 1	80点		
	看護補助体制充実加算 2	65点		
結核病棟入院基本料	看護補助体制充実加算 3	55点		
			14日以内の期間の加算	400点
			15日以上30日以内の期間の加算	300点
			31日以上60日以内の期間の加算	200点
精神病棟入院基本料	精神保健福祉士配置加算	30点	61日以上90日以内の期間の加算	100点
			14日以内の期間の加算	465点
			15日以上30日以内の期間の加算	250点
			31日以上90日以内の期間の加算	125点
			91日以上180日以内の期間の加算	10点
			181日以上1年以内の期間の加算	3点
			救急支援精神病棟初期加算(14日限度)	100点
特定機能病院 入院基本料			重度認知症加算(1月以内の期間)	300点
	看護必要度加算 1	55点	一般病棟14日以内の期間の加算	712点
	看護必要度加算 2	45点	一般病棟15日以上30日以内の期間の加算	207点
	看護必要度加算 3	25点	結核病棟30日以内の期間の加算	330点
	入院栄養管理体制加算	270点	結核病棟31日以上90日以内の期間	200点
			精神病棟14日以内の期間の加算	505点
			精神病棟15日以上30日以内の期間の加算	250点
			精神病棟31日以上90日以内の期間の加算	125点
			精神病棟91日以上180日以内の期間の加算	30点
			精神病棟181日以上1年以内の期間の加算	15点
専門病院入院基本料			重度認知症加算(1月以内の期間)	300点
	看護必要度加算 1	55点	14日以内の期間の加算	512点
	看護必要度加算 2	45点	15日以上30日以内の期間の加算	207点
	看護必要度加算 3	25点		
障害者施設等 入院基本料	一般病棟看護必要度評価加算	5点		
	夜間看護体制加算	161点	14日以内の期間の加算	312点
			15日以上30日以内の期間の加算	167点
			看護補助加算(14日以内の期間)	146点
			看護補助加算(15日以上30日以内の期間)	121点
			看護補助体制充実加算 1(14日以内の期間)	176点
			看護補助体制充実加算 2(14日以内の期間)	161点
			看護補助体制充実加算 3(14日以内の期間)	151点
			看護補助体制充実加算 1(15日以上30日以内の期間)	151点
			看護補助体制充実加算 2(15日以上30日以内の期間)	136点
有床診療所 入院基本料			看護補助体制充実加算3(15日以上30日以内の期間)	126点
	夜間緊急体制確保加算	15点	有床診療所急性期患者支援病床初期加算(21日限度)	150点
	医師配置加算 1	120点	有床診療所在宅患者支援病床初期加算(21日限度)	300点
	医師配置加算 2	90点	看取り加算	1,000点 又は2,000点
	看護配置加算 1	60点	介護障害連携加算 1	192点
	看護配置加算 2	35点	介護障害連携加算 2	38点
	夜間看護配置加算 1	105点		
	夜間看護配置加算 2	55点		
	看護補助配置加算 1	25点		
	看護補助配置加算 2	15点		
	栄養管理実施加算	12点		
	有床診療所在宅復帰機能強化加算(15日以降)	20点		
有床診療所療養病床 入院基本料	褥瘡対策加算 1	15点	有床診療所急性期患者支援療養病床 初期加算(21日限度)	300点
	褥瘡対策加算 2	5点	有床診療所在宅患者支援療養病床初 期加算(21日限度)	350点
	栄養管理実施加算	12点	看取り加算	1,000点 又は2,000点
	有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算	10点		
	慢性維持透析管理加算	100点		
算定方法	(入院基本料＋加算点数) × 1. 3		(入院基本料×1. 3) ＋ 加算点数	
	(入院基本料＋加算点数) × 1. 01		(入院基本料×1. 01) ＋ 加算点数	

参考6

入院室料加算における地域区分(甲地)

(令和6年4月1日現在)

都道府県	地 域 区 分
宮 城 県	多賀城市
茨 城 県	取手市、つくば市、守谷市、牛久市、水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、阿見町、稲敷市、つくばみらい市
埼 玉 県	和光市、さいたま市、志木市、東松山市、朝霞市、坂戸市
千 葉 県	袖ヶ浦市、印西市、千葉市、成田市、船橋市、浦安市、習志野市、市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富津市、八千代市、四街道市
東 京 都	特別区、武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市、八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市、東久留米市、立川市、昭島市、三鷹市、あきる野市、小金井市、羽村市、日の出町、檜原村、東大和市
神奈川県	横浜市、川崎市、厚木市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、愛川町、清川村、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市
愛 知 県	刈谷市、豊田市、名古屋市、豊明市、大府市、西尾市、知多市、みよし市、東海市、日進市、東郷町
三 重 県	鈴鹿市、四日市市
滋 賀 県	大津市、草津市、栗東市
京 都 府	京田辺市、京都市、八幡市
大 阪 府	大阪市、守口市、池田市、高槻市、大東市、門真市、豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市、堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、東大阪市、交野市、島本町、摂津市、四條畷市
兵 庫 県	西宮市、芦屋市、宝塚市、神戸市、尼崎市、伊丹市、三田市、川西市、猪名川町
奈 良 県	天理市、奈良市、大和郡山市、川西町、生駒市、平群町
広 島 県	広島市、安芸郡府中町
福 岡 県	福岡市、春日市、福津市

参考 7

運動器リハビリテーション料の算定一覧

運動器リハにおけるADL加算の算定

施設基準	リハビリの実施状況		ADL加算算定の可否	
運動器リハ(Ⅰ)	入院(医療機関内)		運動器リハ(Ⅰ)	○
	入院(医療機関外)			○
	入院外			×
運動器リハ(Ⅱ)	入院(医療機関内)		運動器リハ(Ⅱ)	○
	入院(医療機関外)			×
	入院外			×

労災リハビリテーション評価計画書

[illegible]

注 前回評価計画書作成日からの改善・変化等の記載については、初回評価計画書作成日においては不要であること。

労災リハビリテーション実施計画書

患者氏名		男・女			年生（歳）		計画評価実施日 年 月 日									
リハ担当医			PT		OT		ST									
原因疾患（発症・受傷日）					合併疾患・コントロール状態（高血圧、心疾患、糖尿病等）											
評価項目・内容（コロンの（:）の後に具体的内容を記入）																
心身機能・構造	☐ 意識障害:（3-3-9:） ☐ 認知症: ☐ 中枢性麻痺 （ステージ・グレード）右上肢: 右手指: 右下肢: 左上肢: 左手指: 左下肢: ☐ 筋力低下（部位, MMT:）					☐ 失行・失認: ☐ 音声・発話障害（ ☐ 構音障害, ☐ 失語症:種類） ☐ 摂食機能障害: ☐ 排泄機能障害: ☐ 拘縮: ☐ 褥瘡: ☐ 起立性低血圧:										
	基本動作 立位保持（装具:） ☐ 手放し, ☐ つかまり, ☐ 不可 平行棒内歩行（装具:） ☐ 独立, ☐ 一部介助, ☐ 非実施 訓練室内歩行（装具:） ☐ 独立, ☐ 一部介助, ☐ 非実施															
活動	自立度 ADL・ASL等		日常生活（病棟）実行状況:「している“活動”」				訓練時能力:「できる“活動”」									
			自	監	一	全	非		独	監	一	全	非			
			立	視	助	助	施	使用用具 杖・装具	姿勢・実行場所 介助内容 等	立	視	助	助	施	使用用具 杖・装具	姿勢・ 場所（訓練室・病棟等） 介助内容等
	屋外歩行															
	病棟トイレへの歩行															
	病棟トイレへの車椅子駆動															
	車椅子・ベッド間移乗															
	椅子座位保持															
	ベッド起き上がり															
	排尿（昼）															
排尿（夜）																
食事																
整容																
更衣																
装具・靴の着脱																
入浴																
コミュニケーション																
活動度 日中臥床: ☐ 無, ☐ 有（時間帯: 日中座位: ☐ 椅子, ☐ 車椅子, ☐ ベッド上, ☐ キャッチアップ						理由										
参加	職業（ ☐ 無職, ☐ 病欠中, ☐ 休職中, ☐ 発症後退職, ☐ 退職予定） これまでの職種・業種・仕事内容: これまでの通勤方法: 復職希望 ☐ 現職復帰 ☐ 転職 ☐ その他: 経済状況:					社会参加（内容・頻度等, 発症前状況を含む。）										
目標	復職 ☐ 現職復帰 ☐ 転職 ☐ 不可 ☐ その他: 仕事内容の変更 ☐ 無 ☐ 有: 通勤方法の変更 ☐ 無 ☐ 有: 職場復帰に向けた目標:					本人の希望										
						家族の希望										
方針						リハビリテーション終了の目安・時期										
具体的アプローチ																
本人・家族への説明 年 月 日			本人サイン		家族サイン		説明者サイン									

（記入上の留意点）
1 「評価項目・内容」の「参加」欄の「これまでの職種・業種・仕事内容」、「これまでの通勤方法」、「復職希望」を記入すること。
2 「目標」欄には、傷病労働者のこれまでの仕事内容、これまでの通勤方法、復職希望等を踏まえ、仕事内容及び通勤方法の変更の必要性を判断し、「職場復帰に向けた目標」を設定の上、記入すること。
3 「具体的アプローチ」欄には、傷病労働者の「職場復帰に向けた目標」を踏まえ、業務内容・通勤方法等を考慮したアプローチ（キーボードの打鍵やバスへの乗車等）を記入すること。

四肢に対する特例取扱い(1.5倍・2倍)の点数一覧表

処置

		健保点数	×1.5	×2.0
J000	創傷処置 (100cm ² 未満)	52	78	104
	創傷処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)	60	90	120
	創傷処置 (500cm ² 以上3,000cm ² 未満)	90	135	180
	創傷処置 (3,000cm ² 以上6,000cm ² 未満)	160	240	320
	創傷処置 (6,000cm ² 以上)	275	413	550
J000-2	下肢創傷処置 (足部 (踵を除く。) の浅い潰瘍)	135	203	
	下肢創傷処置 (足趾の深い潰瘍又は踵の浅い潰瘍)	147	221	
	下肢創傷処置 (足部 (踵を除く。) の深い潰瘍又は踵の深い潰瘍)	270	405	
J001	熱傷処置 (100cm ² 未満)	135	203	270
	熱傷処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)	147	221	294
	熱傷処置 (500cm ² 以上3,000cm ² 未満)	337	506	674
	熱傷処置 (3,000cm ² 以上6,000cm ² 未満)	630	945	1,260
	熱傷処置 (6,000cm ² 以上)	1,875	2,813	3,750
J001-4	重度褥瘡処置 (100cm ² 未満)	90	135	180
	重度褥瘡処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)	98	147	196
	重度褥瘡処置 (500cm ² 以上3,000cm ² 未満)	150	225	300
	重度褥瘡処置 (3,000cm ² 以上6,000cm ² 未満)	280	420	560
	重度褥瘡処置 (6,000cm ² 以上)	500	750	1,000
J001-7	爪甲除去 (麻酔を要しないもの)	70	105	140
J001-8	穿刺排膿後薬液注入	45	68	90
J002	ドレーン法 (ドレナージ) (持続的吸引)	50	75	100
	ドレーン法 (ドレナージ) (その他)	25	38	50
J053	皮膚科軟膏処置 (100cm ² 以上500cm ² 未満)	55	83	110
	皮膚科軟膏処置 (500cm ² 以上3,000cm ² 未満)	85	128	170
	皮膚科軟膏処置 (3,000cm ² 以上6,000cm ² 未満)	155	233	310
	皮膚科軟膏処置 (6,000cm ² 以上)	270	405	540
J116	関節穿刺 (片側)	120	180	240
J116-2	粘 (滑) 液嚢穿刺注入 (片側)	100	150	200
J116-3	ガングリオン穿刺術	80	120	160
J116-4	ガングリオン圧碎法	80	120	160
J119	消炎鎮痛等処置 (湿布処置)	35	53	70
J001-2	絆創膏固定術	500	750	
J001-3	鎖骨又は肋骨骨折固定術	500	750	
J054	皮膚科光線療法 (赤外線又は紫外線療法)	45	68	
	皮膚科光線療法 (長波紫外線又は中波紫外線療法)	150	225	
	皮膚科光線療法 (中波紫外線療法)	340	510	
J117	鋼線等による直達牽引 (2日目以降)	62	93	
J118	介達牽引	35	53	
J118-2	矯正固定	35	53	
J118-3	変形機械矯正術	35	53	
J119	消炎鎮痛等処置 (マッサージ等の手技による療法)	35	53	
	消炎鎮痛等処置 (器具等による療法)	35	53	
J119-3	低出力レーザー照射	35	53	

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K000	創傷処理（筋肉、臓器に達するもの）（長径5cm未満）	1,400	2,100	2,800
	創傷処理（筋肉、臓器に達するもの）（長径5cm以上10cm未満）	1,880	2,820	3,760
	創傷処理（筋肉、臓器に達するもの）（長径10cm以上） イ 頭頸部のもの（長径20cm以上のものに限る。）	9,630		
	創傷処理（筋肉、臓器に達するもの）（長径10cm以上） ロ その他のもの	3,090	4,635	6,180
	創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの）（長径5cm未満）	530	795	1,060
	創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの）（長径5cm以上10cm未満）	950	1,425	1,900
	創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの）（長径10cm以上）	1,480	2,220	2,960
K001	皮膚切開術（長径10cm未満）	640	960	1,280
	皮膚切開術（長径10cm以上20cm未満）	1,110	1,665	2,220
	皮膚切開術（長径20cm以上）	2,270	3,405	4,540
K002	デブリードマン（100cm ² 未満）	1,620	2,430	3,240
	デブリードマン（100cm ² 以上3,000cm ² 未満）	4,820	7,230	9,640
	デブリードマン（3,000cm ² 以上）	11,230	16,845	22,460
K023	筋膜切離術、筋膜切開術	940	1,410	1,880
K024	筋切離術	3,690	5,535	7,380
K025	股関節内転筋切離術	6,370	9,555	
K026	股関節筋群解離術	12,140	18,210	
K026-2	股関節周囲筋腱解離術（変形性股関節症）	16,700	25,050	
K027	筋炎手術（腸腰筋、殿筋、大腿筋）	2,060	3,090	
	筋炎手術（その他の筋）	1,210	1,815	2,420
K028	腱鞘切開術（関節鏡下によるものを含む）	2,350	3,525	4,700
K029	筋肉内異物摘出術	3,440	5,160	6,880
K030	四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術（肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹）	8,490	12,735	
	四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術（手、足）	3,750	5,625	7,500
K031	四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術（肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹）	27,740	41,610	
	四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術（手、足）	14,800	22,200	29,600
K033	筋膜移植術（指（手、足））	8,720	13,080	17,440
	筋膜移植術（その他のもの）	10,310	15,465	20,620
K034	腱切離・切除術（関節鏡下によるものを含む）	4,290	6,435	8,580
K035	腱剥離術（関節鏡下によるものを含む）	13,580	20,370	27,160

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K035-2	腱滑膜切除術	9,060	13,590	18,120
K037	腱縫合術	13,580	20,370	27,160
K037-2	アキレス腱断裂手術	8,710	13,065	
K038	腱延長術	10,750	16,125	21,500
K039	腱移植術（人工腱形成術を含む）（指（手、足））	18,780	28,170	37,560
	腱移植術（人工腱形成術を含む）（その他のもの）	23,860	35,790	47,720
K040	腱移行術（指（手、足））	15,570	23,355	31,140
	腱移行術（その他のもの）	18,080	27,120	36,160
K040-2	指伸筋腱脱臼靱血の整復術	13,610	20,415	27,220
K040-3	腓骨筋腱腱鞘形成術	18,080	27,120	
K042	骨穿孔術	1,730	2,595	3,460
K043	骨搔爬術（肩甲骨、上腕、大腿）	12,270	18,405	
	骨搔爬術（前腕、下腿）	8,040	12,060	
	骨搔爬術（鎖骨、膝蓋骨、手、足その他）	3,590	5,385	7,180
K044	骨折非靱血の整復術（肩甲骨、上腕、大腿）	1,840	2,760	
	骨折非靱血の整復術（前腕、下腿）	2,040	3,060	
	骨折非靱血の整復術（鎖骨、膝蓋骨、手、足その他）	1,440	2,160	2,880
K045	骨折経皮的鋼線刺入固定術（肩甲骨、上腕、大腿）	7,060	10,590	
	骨折経皮的鋼線刺入固定術（前腕、下腿）	4,100	6,150	
	骨折経皮的鋼線刺入固定術（鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他）	2,190	3,285	4,380
K046	骨折靱血の手術（肩甲骨、上腕、大腿）	21,630	32,445	
	骨折靱血の手術（前腕、下腿、手舟状骨）	18,370	27,555	36,740
	骨折靱血の手術（鎖骨、膝蓋骨、手（舟状骨を除く）、足、指（手、足）その他）	11,370	17,055	22,740
K046-2	靱血の整復固定術（インプラント周囲骨折に対するもの）（肩甲骨、上腕、大腿）	23,420	35,130	
	靱血の整復固定術（インプラント周囲骨折に対するもの）（前腕、下腿）	18,800	28,200	
	靱血の整復固定術（インプラント周囲骨折に対するもの）（手、足、指（手、足））	13,120	19,680	26,240
K046-3	一時的創外固定骨折治療術	34,000	51,000	68,000
K047	難治性骨折電磁波電気治療法（一連につき）	12,500	18,750	25,000
K047-2	難治性骨折超音波治療法（一連につき）	12,500	18,750	25,000
K047-3	超音波骨折治療法（一連につき）	4,620	6,930	9,240

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K048	骨内異物（挿入物を含む）除去術（頭蓋、顔面（複数切開を要するもの））	12,100		
	骨内異物（挿入物を含む）除去術（その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿）	7,870	11,805	
	骨内異物（挿入物を含む）除去術（前腕、下腿）	5,200	7,800	
	骨内異物（挿入物を含む）除去術（鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他）	3,620	5,430	7,240
K049	骨部分切除術（肩甲骨、上腕、大腿）	5,900	8,850	
	骨部分切除術（前腕、下腿）	4,940	7,410	
	骨部分切除術（鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他）	3,280	4,920	6,560
K050	腐骨摘出術（肩甲骨、上腕、大腿）	15,570	23,355	
	腐骨摘出術（前腕、下腿）	12,510	18,765	
	腐骨摘出術（鎖骨、膝蓋骨、手、足その他）	4,100	6,150	8,200
K051	骨全摘術（肩甲骨、上腕、大腿）	27,890	41,835	
	骨全摘術（前腕、下腿）	15,570	23,355	
	骨全摘術（鎖骨、膝蓋骨、手、足その他）	5,160	7,740	10,320
K051-2	中手骨又は中足骨摘除術（2本以上）	5,930	8,895	11,860
K052	骨腫瘍切除術（肩甲骨、上腕、大腿）	17,410	26,115	
	骨腫瘍切除術（前腕、下腿）	9,370	14,055	
	骨腫瘍切除術（鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他）	4,340	6,510	8,680
K053	骨悪性腫瘍手術（肩甲骨、上腕、大腿）	36,600	54,900	
	骨悪性腫瘍手術（前腕、下腿）	35,000	52,500	
	骨悪性腫瘍手術（鎖骨、膝蓋骨、手、足その他）	25,310	37,965	50,620
K053-2	骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として） 1 2センチメートル以内のもの	15,000	22,500	30,000
	骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として） 2 2センチメートルを超えるもの	21,960	32,940	43,920
K054	骨切り術（肩甲骨、上腕、大腿）	28,210	42,315	
	骨切り術（前腕、下腿）	22,680	34,020	
	骨切り術（鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他）	8,150	12,225	16,300
K054-2	脛骨近位骨切り術	28,300	42,450	
K055-2	大腿骨頭回転骨切り術	44,070	66,105	
K055-3	大腿骨近位部（転子間を含む）骨切り術	37,570	56,355	
K055-4	大腿骨遠位骨切り術	33,830	50,745	
K056	偽関節手術（肩甲骨、上腕、大腿）	30,310	45,465	

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
	偽関節手術（前腕、下腿、手舟状骨）	28,210	42,315	56,420
	偽関節手術（鎖骨、膝蓋骨、手（舟状骨を除く）、足、指（手、足）その他）	15,570	23,355	31,140
K056-2	難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）	48,820	73,230	97,640
K057	変形治癒骨折矯正手術（肩甲骨、上腕、大腿）	34,400	51,600	
	変形治癒骨折矯正手術（前腕、下腿）	30,860	46,290	
	変形治癒骨折矯正手術（鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他）	15,770	23,655	31,540
K058	骨長調整手術（骨端軟骨発育抑制術）	16,340	24,510	32,680
	骨長調整手術（骨短縮術）	15,200	22,800	30,400
	骨長調整手術（骨延長術）（指（手、足））	16,390	24,585	32,780
	骨長調整手術（骨延長術）（指（手、足）以外）	29,370	44,055	58,740
K059	骨移植術（軟骨移植術を含む）（自家骨移植）	16,830	25,245	33,660
	骨移植術（軟骨移植術を含む）（同種骨移植（生体））	28,660	42,990	57,320
	骨移植術（軟骨移植術を含む）（同種骨移植（非生体）） イ 同種骨移植（特殊なもの）	39,720	59,580	79,440
	骨移植術（軟骨移植術を含む）（同種骨移植（非生体）） ロ その他の場合	21,050	31,575	42,100
	自家培養軟骨移植術	14,030	21,045	28,060
K059-2	関節鏡下自家骨軟骨移植術	22,340	33,510	44,680
K060	関節切開術（肩、股、膝）	3,600	5,400	
	関節切開術（胸鎖、肘、手、足）	1,470	2,205	2,940
	関節切開術（肩鎖、指（手、足））	780	1,170	1,560
K060-2	肩甲関節周囲沈着石灰摘出術（観血的に行うもの）	8,640	12,960	
	肩甲関節周囲沈着石灰摘出術（関節鏡下で行うもの）	12,720	19,080	
K060-3	化膿性又は結核性関節炎掻爬術（肩、股、膝）	20,020	30,030	
	化膿性又は結核性関節炎掻爬術（胸鎖、肘、手、足）	13,130	19,695	26,260
	化膿性又は結核性関節炎掻爬術（肩鎖、指（手、足））	3,330	4,995	6,660
K061	関節脱臼非観血的整復術（肩、股、膝）	1,800	2,700	
	関節脱臼非観血的整復術（胸鎖、肘、手、足）	1,560	2,340	3,120
	関節脱臼非観血的整復術（肩鎖、指（手、足）、小児肘内障）	960	1,440	1,920
K062	先天性股関節脱臼非観血的整復術（両側）（リーメンビュエル法）	2,050	3,075	
	先天性股関節脱臼非観血的整復術（両側）（その他）	3,390	5,085	
K063	関節脱臼観血的整復術（肩、股、膝）	28,210	42,315	

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
	関節脱臼靱血の整復術（胸鎖、肘、手、足）	18,810	28,215	37,620
	関節脱臼靱血の整復術（肩鎖、指（手、足））	15,080	22,620	30,160
K064	先天性股関節脱臼靱血の整復術	23,240	34,860	
K065	関節内異物（挿入物を含む）除去術（肩、股、膝）	12,540	18,810	
	関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖、肘、手、足）	4,600	6,900	9,200
	関節内異物（挿入物を含む）除去術（肩鎖、指（手、足））	2,950	4,425	5,900
K065-2	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（肩、股、膝）	13,950	20,925	
	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖、肘、手、足）	12,300	18,450	24,600
	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（肩鎖、指（手、足））	7,930	11,895	15,860
K066	関節滑膜切除術（肩、股、膝）	17,750	26,625	
	関節滑膜切除術（胸鎖、肘、手、足）	11,200	16,800	22,400
	関節滑膜切除術（肩鎖、指（手、足））	8,880	13,320	17,760
K066-2	関節鏡下関節滑膜切除術（肩、股、膝）	17,610	26,415	
	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖、肘、手、足）	17,030	25,545	34,060
	関節鏡下関節滑膜切除術（肩鎖、指（手、足））	16,060	24,090	32,120
K066-3	滑液膜摘出術（肩、股、膝）	17,750	26,625	
	滑液膜摘出術（胸鎖、肘、手、足）	11,200	16,800	22,400
	滑液膜摘出術（肩鎖、指（手、足））	7,930	11,895	15,860
K066-4	関節鏡下滑液膜摘出術（肩、股、膝）	17,610	26,415	
	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖、肘、手、足）	17,030	25,545	34,060
	関節鏡下滑液膜摘出術（肩鎖、指（手、足））	16,060	24,090	32,120
K066-5	膝蓋骨滑液囊切除術	11,200	16,800	
K066-6	関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術	17,030	25,545	
K066-7	掌指関節滑膜切除術	7,930	11,895	15,860
K066-8	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	16,060	24,090	32,120
K067	関節鼠摘出手術（肩、股、膝）	15,600	23,400	
	関節鼠摘出手術（胸鎖、肘、手、足）	10,580	15,870	21,160
	関節鼠摘出手術（肩鎖、指（手、足））	3,970	5,955	7,940
K067-2	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩、股、膝）	17,780	26,670	
	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖、肘、手、足）	19,100	28,650	38,200

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖、指（手、足））	12,000	18,000	24,000
K068	半月板切除術	9,200	13,800	
K068-2	関節鏡下半月板切除術	15,090	22,635	
K069	半月板縫合術	11,200	16,800	
K069-2	関節鏡下三角線維軟骨複合体切除・縫合術	16,730	25,095	33,460
K069-3	関節鏡下半月板縫合術	18,810	28,215	
K069-4	関節鏡下半月板制動術	21,700	32,550	
K070	ガングリオン摘出術（手、足、指（手、足））	3,050	4,575	6,100
	ガングリオン摘出術（その他）（ヒグローム摘出術を含む）	3,190	4,785	6,380
K072	関節切除術（肩、股、膝）	23,280	34,920	
	関節切除術（胸鎖、肘、手、足）	16,070	24,105	32,140
	関節切除術（肩鎖、指（手、足））	6,800	10,200	13,600
K073	関節内骨折観血の手術（肩、股、膝、肘）	20,760	31,140	
	関節内骨折観血の手術（胸鎖、手、足）	17,070	25,605	34,140
	関節内骨折観血の手術（肩鎖、指（手、足））	11,990	17,985	23,980
K073-2	関節鏡下関節内骨折観血の手術（肩、股、膝、肘）	27,720	41,580	
	関節鏡下関節内骨折観血の手術（胸鎖、手、足）	22,690	34,035	45,380
	関節鏡下関節内骨折観血の手術（肩鎖、指（手、足））	14,360	21,540	28,720
K074	靱帯断裂縫合術（十字靱帯）	17,070	25,605	
	靱帯断裂縫合術（膝側副靱帯）	16,560	24,840	
	靱帯断裂縫合術（指（手、足）その他の靱帯）	7,600	11,400	15,200
K074-2	関節鏡下靱帯断裂縫合術（十字靱帯）	24,170	36,255	
	関節鏡下靱帯断裂縫合術（膝側副靱帯）	16,510	24,765	
	関節鏡下靱帯断裂縫合術（指（手、足）その他の靱帯）	15,720	23,580	31,440
K075	非観血的関節授動術（肩、股、膝）	1,590	2,385	
	非観血的関節授動術（胸鎖、肘、手、足）	1,260	1,890	2,520
	非観血的関節授動術（肩鎖、指（手、足））	490	735	980
K076	観血的関節授動術（肩、股、膝）	38,890	58,335	
	観血的関節授動術（胸鎖、肘、手、足）	28,210	42,315	56,420
	観血的関節授動術（肩鎖、指（手、足））	10,150	15,225	20,300

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K076-2	関節鏡下関節授動術（肩、股、膝）	46,660	69,990	
	関節鏡下関節授動術（胸鎖、肘、手、足）	33,850	50,775	67,700
	関節鏡下関節授動術（肩鎖、指（手、足））	10,150	15,225	20,300
K076-3	関節鏡下肩関節授動術（関節鏡下肩腱板断裂手術を伴うもの）	54,810	82,215	
K077	観血的関節制動術（肩、股、膝）	27,380	41,070	
	観血的関節制動術（胸鎖、肘、手、足）	16,040	24,060	32,080
	観血的関節制動術（肩鎖、指（手、足））	5,550	8,325	11,100
K077-2	肩甲骨烏口突起移行術	27,380	41,070	
K078	観血的関節固定術（肩、股、膝）	21,640	32,460	
	観血的関節固定術（胸鎖、肘、手、足）	22,300	33,450	44,600
	観血的関節固定術（肩鎖、指（手、足））	8,640	12,960	17,280
K079	靱帯断裂形成手術（十字靱帯）	28,210	42,315	
	靱帯断裂形成手術（膝側副靱帯）	18,810	28,215	
	靱帯断裂形成手術（指（手、足）その他の靱帯）	16,350	24,525	32,700
K079-2	関節鏡下靱帯断裂形成手術（十字靱帯）	34,980	52,470	
	関節鏡下靱帯断裂形成手術（膝側副靱帯）	17,280	25,920	
	関節鏡下靱帯断裂形成手術（指（手、足）その他の靱帯）	18,250	27,375	36,500
	関節鏡下靱帯断裂形成手術（内側膝蓋大腿靱帯）	24,210	36,315	
K080	関節形成手術（肩、股、膝）	45,720	68,580	
	関節形成手術（胸鎖、肘、手、足）	28,210	42,315	56,420
	関節形成手術（肩鎖、指（手、足））	14,050	21,075	28,100
K080-2	内反足手術	25,930	38,895	
K080-3	肩腱板断裂手術（簡単なもの）	18,700	28,050	
	肩腱板断裂手術（複雑なもの）	24,310	36,465	
K080-4	関節鏡下肩腱板断裂手術（簡単なもの）	27,040	40,560	
	関節鏡下肩腱板断裂手術（簡単なもの・上腕二頭筋腱の固定を伴うもの）	37,490	56,235	
	関節鏡下肩腱板断裂手術（複雑なもの）	38,670	58,005	
K080-5	関節鏡下肩関節唇形成術（腱板断裂を伴うもの）	45,200	67,800	
	関節鏡下肩関節唇形成術（腱板断裂を伴わないもの）	32,160	48,240	
	関節鏡下肩甲骨烏口突起移行術を伴うもの	46,370	69,555	

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K080-6	関節鏡下股関節唇形成術	44,830	67,245	
K080-7	上腕二頭筋腱固定術（観血的に行うもの）	18,080	27,120	
	上腕二頭筋腱固定術（関節鏡下で行うもの）	23,370	35,055	
K081	人工骨頭挿入術（肩、股）	19,500	29,250	
	人工骨頭挿入術（肘、手、足）	18,810	28,215	37,620
	人工骨頭挿入術（指（手、足））	10,880	16,320	21,760
K082	人工関節置換術（肩、股、膝）	37,690	56,535	
	人工関節置換術（胸鎖、肘、手、足）	28,210	42,315	56,420
	人工関節置換術（肩鎖、指（手、足））	15,970	23,955	31,940
K082-2	人工関節抜去術（肩、股、膝）	30,230	45,345	
	人工関節抜去術（胸鎖、肘、手、足）	23,650	35,475	47,300
	人工関節抜去術（肩鎖、指（手、足））	15,990	23,985	31,980
K082-3	人工関節再置換術（肩、股、膝）	54,810	82,215	
	人工関節再置換術（胸鎖、肘、手、足）	34,190	51,285	68,380
	人工関節再置換術（肩鎖、指（手、足））	21,930	32,895	43,860
K082-4	自家肋骨肋軟骨関節全置換術	91,500	137,250	183,000
K082-5	人工距骨全置換術	27,210	40,815	
K082-6	人工股関節摺動面交換術	25,000	37,500	
K082-7	人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	43,260	64,890	
K083	鋼線による直達牽引（初日。観血的に行った場合の手術料を含む。）（1局所につき）	3,620	5,430	7,240
K083-2	内反足足板挺子固定	2,330	3,495	
K084	四肢切断術（上腕、前腕、手、大腿、下腿、足）	24,320	36,480	48,640
K084-2	肩甲帯離断術	36,500	54,750	
K085	四肢関節離断術（肩、股、膝）	31,000	46,500	
	四肢関節離断術（肘、手、足）	11,360	17,040	22,720
	四肢関節離断術（指（手、足））	3,330	4,995	6,660
K086	断端形成術（軟部形成のみ）（指（手、足））	2,770	4,155	5,540
	断端形成術（軟部形成のみ）（その他）	3,300	4,950	6,600
K087	断端形成術（骨形成を要する）（指（手、足））	7,410	11,115	14,820
	断端形成術（骨形成を要する）（その他）	10,630	15,945	21,260

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K088	切断四肢再接合術（四肢）	144,680	217,020	289,360
	切断四肢再接合術（指（手、足））	81,900	122,850	163,800
K089	爪甲除去術	770	1,155	1,540
K090	ひょう疽手術（軟部組織）	1,190	1,785	2,380
	ひょう疽手術（骨、関節）	1,470	2,205	2,940
K090-2	風棘手術	990	1,485	1,980
K091	陥入爪手術（簡単なもの）	1,400	2,100	2,800
	陥入爪手術（爪床爪母の形成を伴う複雑なもの）	2,490	3,735	4,980
K093	手根管開放手術	4,110	6,165	8,220
K093-2	関節鏡下手根管開放手術	10,400	15,600	20,800
K094	足三関節固定（ランプリヌディ）手術	27,890	41,835	
K096	手掌、足底腱膜切離・切除術（鏡視下によるもの）	4,340	6,510	8,680
	手掌、足底腱膜切離・切除術（その他のもの）	2,750	4,125	5,500
K096-2	体外衝撃波疼痛治療術	5,000	7,500	
K097	手掌、足底異物摘出術	3,190	4,785	6,380
K099	指癰痕拘縮手術	8,150	12,225	16,300
K099-2	デュブイトレン拘縮手術（1指）	10,430	15,645	20,860
	デュブイトレン拘縮手術（2指から3指）	22,480	33,720	44,960
	デュブイトレン拘縮手術（4指以上）	32,710	49,065	65,420
K100	多指症手術（軟部形成のみのもの）	2,640	3,960	5,280
	多指症手術（骨関節、腱の形成を要するもの）	15,570	23,355	31,140
K101	合指症手術（軟部形成のみのもの）	9,770	14,655	19,540
	合指症手術（骨関節、腱の形成を要するもの）	15,570	23,355	31,140
K101-2	指癒着症手術（軟部形成のみのもの）	7,320	10,980	14,640
	指癒着症手術（骨関節、腱の形成を要するもの）	13,910	20,865	27,820
K102	巨指症手術（軟部形成のみのもの）	8,720	13,080	17,440
	巨指症手術（骨関節、腱の形成を要するもの）	21,240	31,860	42,480
K103	屈指症手術、斜指症手術（軟部形成のみのもの）	13,810	20,715	27,620
	屈指症手術、斜指症手術（骨関節、腱の形成を要するもの）	15,570	23,355	31,140
K105	裂手、裂足手術	27,890	41,835	55,780

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K106	母指化手術	35,610	53,415	71,220
K107	指移植手術	116,670	175,005	233,340
K108	母指対立再建術	22,740	34,110	45,480
K109	神経血管柄付植皮術（手・足）	40,460	60,690	80,920
K110	第四足指短縮症手術	10,790	16,185	
K110-2	第一足指外反症矯正手術	10,790	16,185	
K112	腸骨窩膿瘍切開術	4,670		
K113	腸骨窩膿瘍搔爬術	13,920		
K116	脊椎、骨盤骨搔爬術	17,170		
K117	脊椎脱臼非観血の整復術	2,950		
K117-2	頸椎非観血の整復術	2,950		
K118	脊椎、骨盤脱臼観血の手術	31,030		
K119	仙腸関節脱臼観血の手術	24,320		
K120	恥骨結合離開観血の手術	7,890		
K120-2	恥骨結合離開非観血の整復固定術	1,810		
K121	骨盤骨折非観血の整復術	2,950		
K124	腸骨翼骨折観血の手術	15,760		
K124-2	寛骨臼骨折観血の手術	58,840	88,260	
K125	骨盤骨折観血の手術 （腸骨翼骨折観血の手術及び寛骨臼骨折観血の手術を除く。）	32,110		
K126	脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除）（棘突起、腸骨翼）	3,620		
	脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除）（その他のもの）	4,510		
K126-2	自家培養軟骨組織採取術	4,510	6,765	9,020
K128	脊椎、骨盤内異物（挿入物）除去術	13,520		
K131-2	内視鏡下椎弓切除術	17,300		
K133	黄色靭帯骨化症手術	28,730		
K133-2	後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）	78,500		
K134	椎間板摘出術（前方摘出術）	40,180		
	椎間板摘出術（後方摘出術）	23,520		
	椎間板摘出術（側方摘出術）	28,210		
	椎間板摘出術（経皮的髄核摘出術）	15,310		

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K134-2	内視鏡下椎間板摘出（切除）術（前方摘出術）	75,600		
	内視鏡下椎間板摘出（切除）術（後方摘出術）	30,390		
K134-3	人工椎間板置換術（頸椎）	40,460		
K134-4	椎間板内酵素注入療法	5,350		
K135	脊椎、骨盤腫瘍切除術	36,620		
K136	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	101,330		
K136-2	腫瘍脊椎骨全摘術	113,830		
K137	骨盤切断術	48,650		
K138	脊椎披裂手術（神経処置を伴うもの）	29,370		
	脊椎披裂手術（その他のもの）	22,780		
K139	脊椎骨切り術	60,330		
K140	骨盤骨切り術	36,990		
K141	白蓋形成手術	28,220	42,330	
K141-2	寛骨臼移動術	40,040	60,060	
K141-3	脊椎制動術	16,810		
K142	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）（前方椎体固定）	41,710		
	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）（後方又は後側方固定）	32,890		
	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）（後方椎体固定）	41,160		
	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）（前方後方同時固定）	74,580		
	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）（椎弓切除）	13,310		
	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）（椎弓形成）	24,260		
K142-2	脊椎側彎症手術（固定術）	55,950		
	脊椎側彎症手術（矯正術）（初回挿入）	112,260		
	脊椎側彎症手術（矯正術）（交換術）	48,650		
	脊椎側彎症手術（矯正術）（伸展術）	20,540		
K142-3	内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）	101,910		
K142-4	経皮的椎体形成術	19,960		
K142-5	内視鏡下椎弓形成術	30,390		
K142-6	歯突起骨折骨接合術	23,750		
K142-7	腰椎分離部修復術	28,210		

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K142-8	顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術	24,560		
K143	仙腸関節固定術	29,190		
K144	体外式脊椎固定術	25,800		
K182	神経縫合術（指（手、足））	15,160	22,740	30,320
	神経縫合術（その他のもの）	24,510	36,765	49,020
K182-2	神経交差縫合術（指（手、足））	43,580	65,370	87,160
	神経交差縫合術（その他）	46,180	69,270	92,360
K182-3	神経再生誘導術（指（手、足））	12,640	18,960	25,280
	神経再生誘導術（その他のもの）	21,590	32,385	43,180
K188	神経剥離術（鏡視下によるもの）	14,170	21,255	28,340
	神経剥離術（その他のもの）	10,900	16,350	21,800
K188-2	硬膜外腔癒着剥離術	11,000		
K188-3	癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）	38,790		
K193	神経腫切除術（指（手、足））	5,770	8,655	11,540
	神経腫切除術（その他）	10,770	16,155	21,540
K193-2	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部） 1	1,660	2,490	3,320
	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部） 2	3,670	5,505	7,340
	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部） 3	5,010	7,515	10,020
K193-3	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部以外） 1	1,280	1,920	
	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部以外） 2	3,230	4,845	
	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部以外） 3	4,160	6,240	
K194	神経捻除術（後頭神経）	4,410		
	神経捻除術（上眼窩神経）	4,410		
	神経捻除術（眼窩下神経）	4,410		
	神経捻除術（おとがいの神経）	4,410		
	神経捻除術（下顎神経）	7,750		
K194-2	横隔神経麻痺術	4,410		
K194-3	眼窩下孔部神経切断術	4,410		
K194-4	おとがいの孔部神経切断術	4,410		
K195	交感神経切除術（頸動脈周囲）	8,810		

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
	交感神経切除術（股動脈周囲）	8,810	13,215	
K195-2	尾動脈腺摘出術	7,750		
K196	交感神経節切除術（頸部）	26,030		
	交感神経節切除術（胸部）	16,340		
	交感神経節切除術（腰部）	17,530		
K196-2	胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）	18,500		
K196-3	ストッフエル手術	12,490	18,735	
K196-4	閉鎖神経切除術	12,490	18,735	
K196-5	末梢神経遮断（挫滅又は切断）術（浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経）	12,490	18,735	
K196-6	末梢神経ラジオ波焼灼療法（一連として）	15,000	22,500	
K197	神経移行術	23,660	35,490	47,320
K198	神経移植術	23,520	35,280	47,040
K606	血管露出術	530	795	1,060
K607	血管結紮術（開胸又は開腹を伴うもの）	12,660		
	血管結紮術（その他）	4,500	6,750	9,000
K607-2	血管縫合術（簡単なもの）	4,840	7,260	9,680
K607-3	上腕動脈表在化法	5,000	7,500	
K608	動脈塞栓除去術（開胸又は開腹を伴うもの）	28,560		
	動脈塞栓除去術（その他）（観血的なもの）	11,180	16,770	22,360
K608-3	内シャント血栓除去術	3,590	5,385	
K609	動脈血栓内膜摘出術（大動脈に及ぶ）	40,950	61,425	
	動脈血栓内膜摘出術（内頸動脈）	43,880		
	動脈血栓内膜摘出術（その他のもの）	28,450	42,675	56,900
K609-2	経皮的頸動脈ステント留置術	34,740		
K610	動脈形成術、吻合術（頭蓋内動脈）	99,700		
	動脈形成術、吻合術（胸腔内動脈）（大動脈を除く）	52,570		
	動脈形成術、吻合術（腹腔内動脈）（大動脈を除く）	47,790		
	動脈形成術、吻合術（指（手、足）の動脈）	18,400	27,600	36,800
	動脈形成術、吻合術（その他の動脈）	21,700	32,550	43,400
K610-2	脳新生血管造成術	52,550		

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K610-4	四肢の血管吻合術	18,080	27,120	36,160
K610-5	血管吻合術及び神経再接合術（上腕動脈、正中神経及び尺骨神経）	18,080	27,120	36,160
K611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置（開腹）	17,940		
	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置（四肢）	16,250		
	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置（頭頸部その他）	16,640		
K612	末梢動静脈瘻造設術 1 内シャント造設術 イ 単純なもの	12,080		
	末梢動静脈瘻造設術 1 内シャント造設術 ロ 静脈転移を伴うもの	15,300		
	末梢動静脈瘻造設術 2 その他のもの	7,760		
K613	腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）	31,840		
K614	血管移植術、バイパス移植術（大動脈）	70,700		
	血管移植術、バイパス移植術（胸腔内動脈）	64,050		
	血管移植術、バイパス移植術（腹腔内動脈）	63,350		
	血管移植術、バイパス移植術（頭、頸部動脈）	61,660		
	血管移植術、バイパス移植術（下腿、足部動脈）	70,190	105,285	
	血管移植術、バイパス移植術（膝窩動脈）	42,500	63,750	
	血管移植術、バイパス移植術（その他の動脈）	30,290	45,435	60,580
K615	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管）（止血術）	26,570		
	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管）（選択的動脈化学塞栓術）	20,040		
	門脈塞栓術（開腹によるもの）	27,140		
	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管）（その他）	20,480		
K615-2	経皮的動脈遮断術	1,660		
K616	四肢の血管拡張術・血栓除去術	22,590	33,885	45,180
K616-2	頸動脈球摘出術	10,800		
K616-3	経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）	27,500		
K616-4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回	12,000	18,000	
	経皮的シャント拡張術・血栓除去術 2 1の実施後3月以内に実施する場合	12,000	18,000	
K616-5	経皮的血管内異物除去術	14,000	21,000	28,000
K616-6	経皮的下肢動脈形成術	24,270	36,405	
K616-7	ステントグラフト内挿術（シャント）	12,000	18,000	
K616-8	吸着式潰瘍治療法（1日につき）	1,680	2,520	

手術

		健保点数	×1.5	×2.0
K617	下肢静脈瘤手術（抜去切除術）	10,200	15,300	
	下肢静脈瘤手術（硬化療法）	1,720	2,580	
	下肢静脈瘤手術（高位結紮術）	3,130	4,695	
	下肢静脈瘤手術（静脈瘤切除術）	1,820	2,730	
K617-2	大伏在静脈抜去術	10,200	15,300	
K617-3	静脈瘤切除術（下肢以外）	1,820	2,730	3,640
K617-4	下肢静脈瘤血管内焼灼術	10,200	15,300	
K617-5	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	10,200	15,300	
K617-6	下肢静脈瘤血管内塞栓術	14,360	21,540	
K618	中心静脈注射用植込型カテーテル設置（四肢）	10,500		
	中心静脈注射用植込型カテーテル設置（頭頸部その他）	10,800		
K619	静脈血栓摘出術（開腹を伴うもの）	22,070		
	静脈血栓摘出術（その他）（観血的なもの）	13,100	19,650	26,200
K619-2	総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	32,100	48,150	
K620	下大静脈フィルター留置術	10,160		
K620-2	下大静脈フィルター除去術	6,490		
K621	門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	40,650		
K622	胸管内頸静脈吻合術	37,620		
K623	静脈形成術、吻合術（胸腔内静脈）	25,200		
	静脈形成術、吻合術（腹腔内静脈）	25,200		
	静脈形成術、吻合術（その他の静脈）	16,140	24,210	32,280
K623-2	脾腎静脈吻合術	21,220		

労災特掲

		点数		
	初診時ブラッシング料	91		
	指の創傷処理（労災特掲・1本）	1,060		
	指の創傷処理（労災特掲・2本）	1,590		
	指の創傷処理（労災特掲・3本）	2,120		
	指の創傷処理（労災特掲・4本）	2,650		
	指の創傷処理（労災特掲・5本）	2,650		
	指の骨折非観血的手術（労災特掲・1本）	2,880		
	指の骨折非観血的手術（労災特掲・2本）	4,320		
	指の骨折非観血的手術（労災特掲・3本）	5,760		
	指の骨折非観血的手術（労災特掲・4本）	7,200		
	指の骨折非観血的手術（労災特掲・5本）	7,200		
	術中透視装置使用加算	220		
	手指の機能回復指導加算	190		

疾患別リハビリテーション

		点数	×1.5	×2.0
H000	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）			
	イ 理学療法士による場合	250	375	
	ロ 作業療法士による場合	250	375	
	ハ 医師による場合	250	375	
	ニ 看護師による場合	250	375	
	ホ 集団療法による場合	250	375	
	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）			
	イ 理学療法士による場合	125	188	
	ロ 作業療法士による場合	125	188	
	ハ 医師による場合	125	188	
	ニ 看護師による場合	125	188	
	ホ 集団療法による場合	125	188	
H001	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）			
	イ 理学療法士による場合	250	375	
	ロ 作業療法士による場合	250	375	
	ハ 言語聴覚士による場合	250	375	
	ニ 医師による場合	250	375	
	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）			
	イ 理学療法士による場合	200	300	
	ロ 作業療法士による場合	200	300	
	ハ 言語聴覚士による場合	200	300	
	ニ 医師による場合	200	300	
	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）			
	イ 理学療法士による場合	100	150	
	ロ 作業療法士による場合	100	150	
	ハ 言語聴覚士による場合	100	150	
	ニ 医師による場合	100	150	
	ホ イからニまで以外の場合	100	150	
H001-2	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）			
	イ 理学療法士による場合	250	375	
	ロ 作業療法士による場合	250	375	
	ハ 言語聴覚士による場合	250	375	
	ニ 医師による場合	250	375	
	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）			
	イ 理学療法士による場合	200	300	
	ロ 作業療法士による場合	200	300	
	ハ 言語聴覚士による場合	200	300	
	ニ 医師による場合	200	300	

疾患別リハビリテーション

		点数	×1.5	×2.0
	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）			
	イ 理学療法士による場合	100	150	
	ロ 作業療法士による場合	100	150	
	ハ 言語聴覚士による場合	100	150	
	ニ 医師による場合	100	150	
	ホ イからニまで以外の場合	100	150	
H002	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）			
	イ 理学療法士による場合	190	285	
	ロ 作業療法士による場合	190	285	
	ハ 医師による場合	190	285	
	運動器リハビリテーション料（Ⅱ）			
	イ 理学療法士による場合	180	270	
	ロ 作業療法士による場合	180	270	
	ハ 医師による場合	180	270	
	運動器リハビリテーション料（Ⅲ）			
	イ 理学療法士による場合	85	128	
	ロ 作業療法士による場合	85	128	
	ハ 医師による場合	85	128	
	ニ イからハまで以外の場合	85	128	
H003	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）			
	イ 理学療法士による場合	180	270	
	ロ 作業療法士による場合	180	270	
	ハ 言語聴覚士による場合	180	270	
	ニ 医師による場合	180	270	
	呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）			
	イ 理学療法士による場合	85	128	
	ロ 作業療法士による場合	85	128	
	ハ 言語聴覚士による場合	85	128	
	ニ 医師による場合	85	128	

処置及び疾患別リハビリテーションの取扱い

		・介達牽引 ・矯正固定 ・変形機械矯正術	・消炎鎮痛等処置（マッサージ等の手技による療法） ・消炎鎮痛等処置（器具等による療法） ・腰部又は胸部固定帯固定 ・低出力レーザー照射	・消炎鎮痛等処置（湿布処置） ・肛門処置	疾患別リハビリテーション
1	・介達牽引 ・矯正固定 ・変形機械矯正術 ・消炎鎮痛等処置（マッサージ等の手技による療法） ・消炎鎮痛等処置（器具等による療法） ・腰部又は胸部固定帯固定 ・低出力レーザー照射	3 部位（局所）まで算定			疾患別リハビリテーションの所定点数の他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射のうち計2部位（局所）まで算定 ＊注1 ＊注2 ＊注3
2	・消炎鎮痛等処置（湿布処置） ・肛門処置 ※ 診療所外来のみ				1日につき所定点数を算定 〔倍率が異なる部位ごとに算定し合算〕
3	上記1及び2の処置を併施した場合				疾患別リハビリテーションの所定点数と「湿布処置」1部位又は肛門処置の他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射のいずれか1部位（局所）を算定 ＊注5

- ＊注1 上記1及び2については、それぞれ異なる部位（局所）に行った場合のみ算定できます。
- ＊注2 上記2については、それぞれ倍率が異なる部位ごとに算定する場合は、「湿布処置」及び肛門処置となります。
- ＊注3 上記1のいずれかを複数部位（局所）に行っている場合は、上記2の所定点数を算定することなく、上記1のいずれか3部位（局所）までの点数を算定することとしても差し支えありません。
- ＊注4 上記1のいずれかを複数部位（局所）に行っている場合は、疾患別リハビリテーションの所定点数を算定することなく、上記1のいずれか3部位（局所）までの点数を算定することとしても差し支えありません。
- ＊注5 上記1及び2のいずれかを複数部位（局所）に行っている場合は、疾患別リハビリテーションの所定点数を算定することなく、上記2の所定点数の他に上記1のいずれか計2部位（局所）までの点数、若しくは、上記1のいずれか3部位（局所）までの点数を算定することとしても差し支えありません。
- ＊注6 消炎鎮痛等処置のうち湿布処置のみ四肢加算の取扱いで手及び手指については2倍で算定できます。

職場復帰支援のプログラムの例
(精神科ショート・ケア、3時間コース)

	9:00～9:30	9:30～10:30	10:30～11:30	11:30～12:00
月曜日	・朝のミーティング ・軽体操	プログラム活動1 ・適切な自己表現	プログラム活動3 ・オフィスワーク (PCを使った個別作業)	・ミーティング
火曜日	・朝のミーティング ・軽体操	プログラム活動2 ・心理教育	プログラム活動3 ・オフィスワーク (PCを使った個別作業)	・ミーティング
水曜日	・朝のミーティング ・軽体操	プログラム活動3 ・オフィスワーク (PCを使った個別作業)	プログラム活動4 ・オフィスワーク (グループによる作業)	・ミーティング
木曜日	・朝のミーティング ・軽体操	プログラム活動4 ・オフィスワーク (グループによる作業)	プログラム活動4 ・オフィスワーク (グループによる作業)	・ミーティング
金曜日	・朝のミーティング ・軽体操	プログラム活動5 ・ボディワーク	感想文作成及びグループミーティング ・1週間の感想等	

区 分	項 目	内 容 ・ 目 的
プログラム1	自己表現	・自分の趣味ややりたいことを対話形式で発表 ・自己表現を通じたコミュニケーションのトレーニング
プログラム2	心理教育又はストレスマネジメント	・専門家から症状・薬物療法・職場の人間関係などについて、助言・指導および援助を受ける ・病状や病態を振り返り、自分で認識・把握し、再発予防を実践する
プログラム3	個別作業	・PC、工具を使った作業 ・意欲、集中力、作業能力の回復を目的として、個人ごとの状態により選択
プログラム4	グループ作業	・グループによる作業の割り振りや役割分担を決めての共同作業
プログラム5	ボディワーク	・球技、身体活動、強めの運動

労働者災害補償保険

指導管理箋＜第 回目＞

氏 名		生年月日	年 月 日	男・女
負傷又は 発病年月日	年 月 日	傷病名		
休業前の 職 種		〔深夜勤 有・無〕	復帰を希望 する職種	原職 ・ 事務職 ・ その他()

就労に当たって必要な指導事項

1 職務内容変更の必要性

① あり(理由:) ② なし

2 作業制限の必要性(職務内容変更ありの場合、作業制限の有無)

①軽作業可 ②一般事務可 ③肉体労働の制限 ④普通勤務可 ⑤その他()

〔 ①～③の場合その期間(推定) 〕

〔 年 月 頃まで 〕

3 勤務時間調整の必要性

① あり(1日 時間まで、週 時間まで) ② なし

*②なしの場合、時間外勤務調整の必要性

① あり(1日 時間まで、週 時間まで) ② なし ③ 深夜勤不可

4 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の制限の必要性

① あり(制限()・禁止) ② なし

5 自動車運転・危険を伴う機械操作等、作業内容制限の必要性

① あり() ② なし

6 対人業務の制限の必要性

① あり() ② なし

7 その他就労に当たって配慮しなければならない事項等について
(例:職責の大きさ、労働密度、職場での人間関係)

〔 〕

就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項

1 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項

〔 〕

2 今後の療養の予定

月に 回程度の診療予定

上記内容を確認しました。

年 月 日

本人署名

上記のとおり診断し、職場復帰(就労継続)に関する意見を提出します。

年 月 日

所在地

病院又は

名称

診療所の

医師名

(注) ①この指導管理箋は、入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者に対し、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載するものです。

②被災労働者の方は、事業場に対して医師から受けた指導事項を説明する際にこの指導管理箋をお使いください。

③事業場の方は、この指導管理箋をプライバシーに十分配慮して管理してください。

労働者災害補償保険					指導管理箋(産業医提出用)＜第 回目＞				
氏 名				生年月日		年 月 日		男・女	
休業前の 職 種		深夜勤 有・無		復帰を希望 する職種		原職 ・ 事務職 ・ その他()			
病 名		(1.) (2.)							
発症(受傷)年月日 (年 月 日 ・ 不明) 初診年月日 (年 月 日)									
☐ 初診時症状 ☐ 前回指導時 症状		※第2回目以降は、前回指導時の症状を記載する。(前回の指導管理箋の写しの添付でも構いません。)							
入院 (年 月 日) ～ (年 月 日)									
通院 (年 月 日) ～ (年 月 日)									
病状経過 (①不変 ・ ②改善傾向 ・ ③軽快 ・ ④寛解 ・ ⑤その他())									
現在の症状									
現在の治療内容(薬剤の内容を含む。)に関する特記事項									
今後の治療予定 (①入院 ・ ②入院及び通院 ・ ③通院 ・ ④治療不要)									
入院 (年 月 日) ～ (年 月 日)									
通院 (年 月 日) ～ (年 月 日) 1月に 回程度									
症状固定の見込み 年 月頃									
就労に当たって勤務内容に対する意見									
1 勤務可能(条件なし)									
2 勤務可能(条件あり) [条件のある期間 年 月頃まで]									
ア 職務内容の変更 不要 ・ 要									
イ 作業内容の制限 不要 ・ 要(軽作業可・一般事務可・肉体労働のみ制限・普通勤務可・その他())									
ウ 時間外労働の禁止・軽減 不要 ・ 要(特記事項:)									
エ 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の禁止・軽減 不要 ・ 要(特記事項:)									
オ 自動車運転・危険を伴う機械操作等の制限 不要 ・ 要(特記事項:)									
カ 対人業務の制限 不要 ・ 要(特記事項:)									
キ その他勤務内容に対する意見(例:職責の大きさ、労働密度、職場での人間関係) ()									
就労に当たって必要な職場での留意点									
上記内容を確認し、産業医等に提出されることに同意します。									
年 月 日 本人署名									
上記のとおり診断し、職場復帰(就労継続)に関する意見を提出します。									
年 月 日 所在地									
病院又は 名称									
診療所の 医師名									
(注) 産業医(事業場の方)は、この指導管理箋をプライバシーに十分配慮して管理してください。									

労働者災害補償保険

指導管理箋<第 回目>

氏 名		生年月日	年 月 日	男・女
負傷又は 発病年月日	年 月 日	傷病名		
休業前の 職 種		深夜勤 有・無	復帰を希望 する職種	原職 ・ 事務職 ・ その他()

就労に当たって必要な指導事項

1 職務内容変更の必要性

① あり(理由:) ② なし

2 作業制限の必要性(職務内容変更ありの場合、作業制限の有無)

① 軽作業可 ② 一般事務可 ③ 肉体労働のみ制限 ④ 普通勤務可 ⑤ その他()

①～③の場合その期間(推定)

年 月 頃まで

3 勤務時間調整の必要性

① あり(1日 時間まで、週 時間まで) ② なし

*②なしの場合、時間外勤務調整の必要性

① あり(1日 時間まで、週 時間まで) ② なし ③ 深夜勤不可

4 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の制限の必要性

① あり(制限()・禁止) ② なし

5 自動車運転・危険を伴う機械操作等、作業内容制限の必要性

① あり() ② なし

6 その他就労に当たって配慮しなければならない事項等について

就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項

1 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項

2 今後の療養の予定

月に 回程度の診療予定

上記内容を確認しました。

年 月 日

本人署名

上記のとおり診断し、職場復帰(就労継続)に関する意見を提出します。

年 月 日

所在地

病院又は

名称

診療所の

医師名

(注) ①この指導管理箋は、入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者に対し、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載するものです。

②被災労働者の方は、事業場に対して医師から受けた指導事項を説明する際にこの指導管理箋をお使いください。

③事業場の方は、この指導管理箋をプライバシーに十分配慮して管理してください。

労働者災害補償保険

指導管理箋(産業医提出用)＜第 回目＞

氏 名		生年月日	年 月 日	男・女
休業前の 職 種		〔深夜勤 有・無〕	復帰を希望 する職種	原職 ・ 事務職 ・ その他()
病 名	(1.) (2.)			
発症(受傷)年月日 (年 月 日 ・ 不明) 初診年月日 (年 月 日)				
☐ 初診時症状 ☐ 前回指導時 症状 ※第2回目以降は、前回指導時の症状を記載する。(前回の指導管理箋の写しの添付でも構いません。)				
入院 (年 月 日) ～ (年 月 日)				
通院 (年 月 日) ～ (年 月 日)				
病状経過 (①不変 ・ ②改善傾向 ・ ③軽快 ・ ④寛解 ・ ⑤その他()				
現在の症状 ()				
現在の治療内容(薬剤の内容を含む。)に関する特記事項				
今後の治療予定 (①入院 ・ ②入院及び通院 ・ ③通院 ・ ④治療不要)				
入院 (年 月 日) ～ (年 月 日)				
通院 (年 月 日) ～ (年 月 日) 1月に 回程度				
症状固定の見込み 年 月頃				
就労に当たって勤務内容に対する意見				
1 勤務可能(条件なし)				
2 勤務可能(条件あり) [条件のある期間 年 月頃まで]				
ア 職務内容の変更 不要 ・ 要				
イ 作業内容の制限				
不要 ・ 要(軽作業可・一般事務可・肉体労働のみ制限・普通勤務可・その他())				
ウ 時間外労働の禁止・軽減 不要 ・ 要(特記事項:)				
エ 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の禁止・軽減				
不要 ・ 要(特記事項:)				
オ 自動車運転・危険を伴う機械操作等の制限				
不要 ・ 要(特記事項:)				
カ その他勤務内容に対する意見				
()				
就労に当たって必要な職場での留意点				
上記内容を確認し、産業医等に提出されることに同意します。				
年 月 日				
本人署名				
上記のとおり診断し、職場復帰(就労継続)に関する意見を提出します。				
年 月 日				
所在地				
病院又は				
名称				
診療所の				
医師名				
(注) 産業医(事業場の方)は、この指導管理箋をプライバシーに十分配慮して管理してください。				

早期社会復帰のための指導項目

氏名

発症(負傷) 年月日	年	月	日
治癒見込み 年月日	年	月	日

○職場(業務)や日常生活において注意する点(指導した項目に☑を入れること)

【全般】

- ☐ 傷病の状態が安定するまでは、無理に動かさないこと
- ☐ 受傷部位を意識しすぎて他の部位に負担をかけないこと
- ☐ 受傷部位を徐々に動かして、可動範囲を広げるように努めること
- ☐ 重いものを持つときは注意すること
- ☐ 休憩時間のストレッチなど一定の姿勢をとり続けないように心がけること
- ☐ 無理な姿勢をとらないようにすること
- ☐ 車の運転は避けたほうがよい
- ☐ 睡眠時間をしっかりとること
- ☐ その他注意すべきこと(具体的に記載する)
-

【職場】

- ☐ 長時間の残業は避けること
- ☐ 長期の出張や海外出張は避けること
- ☐ その他注意すべきこと(具体的に記載する)
-

【日常生活】

- ☐ 定期的に自分で脈拍のチェックをすること
- ☐ 適度な運動を実施するように心がけること
- ☐ 当面の間は、激しい運動は避けること (概ね__月間)
- ☐ 食事の内容、摂取量について注意すること
- ☐ 患部の保温に努めること
- ☐ その他注意すべきこと(具体的に記載する)
-

【その他】

- ☐ 治癒後、労働局にアフターケア制度の相談をすること(該当者のみ)
- ☐ その他注意すべきこと(具体的に記載する)
-

☐ 現状どおりの生活で問題がないと指導した
(該当する場合のみ☑)

指導日

年

月

日

医師名

参考 15 文書料の算定一覧

様式・内容	請求書・請求方法	文書料
(様式第 8 号、様式第 16 号の 6)「休業(補償)等給付請求書」 休業(補償)等給付請求における診療担当者の休業に関する証明。	レセプトにて請求 (一般診療費と同じ。以下同。) 【レセプト記入方法】 「休業証明 証明期間〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日」	2, 0 0 0 円
「労働者災害補償保険診断書(障害(補償)等給付請求用)」 障害(補償)等給付請求書に添付する診断書。	レセプトにて請求 【レセプト記入方法】 「障害診断書(様式第 10 号、または様式第 16 号の 7)」	4, 0 0 0 円
(様式第 1 号)「労災付添看護費用の額の証明書」 看護の給付の費用の額の証明書における診療担当者の看護に関する証明。	レセプトにて請求 【レセプト記入方法】 「看護証明 証明期間〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日」	1, 0 0 0 円
「労働者災害補償保険診断書(介護(補償)給付請求用)」 介護(補償)等給付請求書(様式第 16 号の 2 の 2)に添付する診断書。	被災労働者に請求 (被災労働者から費用請求) 【様式第 7 号・16 号の 5 請求書 記入方法】 「診断書 介護(補償)給付請求用」	4, 0 0 0 円
(診鍼様式第 1 号)「はり・きゅう診断書」 医師がはり・きゅうを必要と認め交付する診断書。 (診鍼様式第 1 号別添)「施術効果の評価表」 一般医療とはり・きゅう施術を併せて行う場合について診断書に添付する施術効果の評価表。	レセプトにて請求 【レセプト記入方法】 「診断書 (はり・きゅうのみ)・ (一般医療とはり・きゅう)」 【レセプト記入方法】 「評価表添付」	3, 0 0 0 円 「施術効果の評価表」 添付の場合 4, 0 0 0 円
(診鍼様式第 2 号)「マッサージ診断書」 医師がマッサージを必要と認め交付する診断書。	レセプトにて請求 【レセプト記入方法】 「診断書 (マッサージ)」	3, 0 0 0 円

（年金通知書様式第 7 号）「障害の状態に関する診断書」 ・「障害（補償）給付変更請求書」（様式第 11 号）に添付する診断書 ・「遺族（補償）年金支給請求書」（様式第 12 号又は様式第 16 号の 8）又は「転給請求書」（様式第 13 号）に添付する診断書	被災労働者に請求 （被災労働者から費用請求） 【様式第 7 号・16 号の 5 請求書 記入方法】 「診断書 年金様式第 7 号」	4, 0 0 0 円
（年金通知様式第 2 号の 1）「労働者災害補償保険診断書（じん肺用）」「労働者災害補償保険診断書（石綿関連用）」 （年金通知様式第 3 号）「労働者災害補償保険診断書（せき髄損傷用）」 （年金通知様式第 4 号）「労働者災害補償保険診断書（じん肺・せき髄損傷以外用）」 ・「傷病の状態等に関する届」（様式第 16 号の 2）に添付する診断書。 ・「傷病の状態等に関する報告書」（様式第 16 号の 11）に添付する診断書。 ・「傷病の状態の変更に関する届」（年金申請様式第 4 号）に添付する診断書	レセプトにて請求 【レセプト記入方法】 「診断書料 年金様式第 2 号の 1（じん肺 / 石綿）・年金様式第 3 号・年金様式第 4 号」	4, 0 0 0 円

参考 16 治療用装具等の取扱い

次の表に示すとおり。

項 目	労 災 保 険	健 康 保 険
装着式収尿器 (人工膀胱)	支 給 療養給付…都道府県購入価格を 10 円で除した点数×診療単価 療養費…本人が購入した実費	不支給
人工肛門受便器 (ペロツテ)	支 給 療養給付…都道府県購入価格を 10 円で除した点数×診療単価 療養費…本人が購入した実費	不支給
浣腸剤	支 給 せき損等神経障害による便秘症状のある患者で自力による排便管理の訓練を行っている者に支給	浣腸については、簡単な処置として基本診療料に含まれるので別に算定はできないが、薬剤を使用した場合は薬剤料を加算できる。
スポンジ円座 スポンジベット	不支給	不支給
ソフトコンタクトレンズ	支 給 (注) 視力の屈折矯正のために使用するコンタクトレンズは除く。 都道府県購入価格を 10 円で除した点数×診療単価	不支給
補聴器	不支給 (傷病が治癒した者には、労働福祉事業から支給)	不支給
眼 鏡	不支給 (傷病が治癒し、視力が 0.6 以下に低下したものについては、労働福祉事業から支給)	不支給
義 眼	健保に準ずる。	眼球摘出後眼窩保護用として支給。
義 歯	義歯を業務災害により破損した場合、これに要する修理は療養補償の範囲に含める	
コルセット	健保に準ずる。	療養上必要あるコルセットは療養の給付として支給すべき治療材料の範囲に属するものとして、療養費によって支給する。
固定装具	支給	支給

歩行補助器 松葉杖	健保に準ずる。	原則として医療機関が貸与すべきであるが、療養目的をもって自らが購入した場合は、療養費として支給して差し支えない。
義肢装着前の 訓練用装具 (練習用仮義足・手)	健保に準ずる。	支 給 症状固定前1回に限り本義足・手の購入価格を療養費として支給
頭部・頸部・軀幹及び四肢 の固定用伸縮性包帯	支 給 ・頭部・頸部・軀幹固定用の他、四肢固定用についても支給する。 ・なお、バストバンド・トラコバンド等は軀幹固定伸縮性包帯に含める。 ・算定方法は、「労災診療費算定マニュアル」20 固定用伸縮性包帯（算定マニュアル P16）を参照のこと	不 支 給
保護帽子 (頭蓋骨欠損部分保護)	健保に準ずる。	支 給 人工骨を挿入するまでの間、頭蓋骨欠損部分を保護するためのもの。
フローテーション パット	支 給 自力による体位変換が不可能もしくは困難な状態が長期間にわたると見込まれる傷病労働者に対して、一人につき一枚支給する。	不支給
滅菌ガーゼ	支 給 通院療養者であって、せき髄損傷等による重度の障害者のうち尿路へカテーテルを留置しているもの若しくはこれに類する創部を有し、自宅等で頻繁にガーゼを必要とするため、診療担当医が投与の必要を認めたもの。 算定方法は、22 皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ（算定マニュアル P17）を参照のこと。	不支給
サポーター	健保に準ずる。 「膝関節」、「足関節」の創部固定帯についてはレセプト請求となり（下記）、「肘関節」、「手関節等」の場合は療養上その必要性が認められる場合であって患部を固定する場合には、被災労働者が「療養（補償）等給付たる療養の費用請求書」で請求する。	変形性膝関節症、外傷性膝関節炎等に膝サポーターを着用することによって治療目的が達せられ、かつ、その治療が妥当適切と認められる場合には、療養費支給の対象として取り扱って差し支えない。
頸椎固定用シーネ、 鎖骨固定帯及び 膝・足関節の創部固定帯	支 給 医師が診察の結果、必要と認めたもの。 算定方法は、21 頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯（算定マニュアル P17）を参照のこと。	不支給

参考 17 新型コロナウイルス感染症に係る Q & A

(厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関する Q&A (労働者の方向け)」より抜粋)

- 医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどうになりますか。

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

- 「医療従事者等」や「高齢者施設等の従事者」とは、具体的にどのような方を想定しているのでしょうか。

医療従事者等については、病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある医師その他の職員等を指します。

高齢者施設等の従事者については、介護保険施設等、高齢者及び基礎疾患を有する者が集団で居住する施設で従事する者等を指します。

〈医療従事者等の範囲（抜粋）〉

- ・病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師 その他の職員
 - ※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる。）
 - ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。
 - ※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。
 - ※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。
 - ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。

- 医療従事者や介護従事者以外の労働者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどうになりますか。

新型コロナウイルス感染症についても、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断することとなります。

たとえば、感染リスクが高いと考えられる次のような業務に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性（業務起因性）を判断します。

（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

「複数の感染者が確認された労働環境下」とは、請求人を含め、２人以上の感染が確認された場合をいい、請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等を想定しています。

なお、同一事業場内で、複数の労働者の感染があっても、お互いに近接や接触の機会がなく、業務での関係もないような場合は、これに当たらないと考えられます。

○ 労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となりますか。

ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受けることによって健康被害が生じたとしても、労災保険給付の対象とはなりません。

一方、医療従事者等に係るワクチン接種については、業務の特性として、新型コロナウイルスへのばく露の機会が極めて多く、医療従事者等の感染、発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要です。

したがって、医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められることから、労災保険給付の対象となります。

なお、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。

○ 医療従事者が接種業務を行っている際、誤って注射の針を自分の手指等に刺してしまい（いわゆる針刺し事故）、それが原因で疾病を発症した場合、労災保険給付の対象となりますか。

医療従事者が業務中の針刺し事故により疾病を発症した場合は、労災保険給付の対象となります。

なお、医療従事者が体育館等院外の会場に出張した上、接種業務を行った場合であっても、同様に対象となります。

参考 18 請求替えについて

【 労災→健康保険等 】

1 労災請求の取下げ

(1) 誤請求の場合

ア 労働者の原因による誤請求は、まず労働者から所轄労働基準監督署へ連絡するようお願いください。

イ 医療機関の原因による誤請求は、医療機関から労働局労災補償課分室へご連絡ください。労働局より「取下げ願い」様式をお送りしますので、必要事項をご記入の上、提出してください。（原則、提出されたレセプトはお返ししません。）

(2) 労災不支給決定の場合

労働基準監督署から指定医療機関へお知らせをお送りします。

医療機関では労働者に対し、下記 3 により請求替えの手続きをお願いします。

(3) (1) (2) いずれの場合も、すでに労災から診療費の支払が済んでいる場合は、下記 2 により回収することになります。

2 診療費の回収

(1) 労働局で債権額（返戻額）を調査確認後、債権管理は厚生労働省本省が行います。

医療機関より回収の場合、厚生労働省本省から医療機関宛に返納金納入告知書が送付されますので納付してください。

(2) なお、翌年 5 月 31 日までに収納がない場合、債権は厚生労働省本省から労働局に引継がれるので、労働局より新たに納付書を送付します。（(1) の納付書とは納付可能な金融機関等が異なります。）

(3) R I C 契約医療機関は、不支給等の事案の内容により労災診療費と健康保険等の診療費との差額について、支援（補償保険）制度に基づき支給される場合があるため、R I C 本部（TEL：03-5684-5511）に連絡してください。

3 請求替え

(1) 健康保険等の支給要件を満たす場合で労働者が希望する場合、改めて健康保険等へ請求していただくこととなります。

(2) 医療機関から健康保険等への請求ができない場合、診療費を労働者から全額受領することとなります。

その後、労働者より直接、健康保険等へ請求します。その場合、レセプト明細の添付が必要となりますので、医療機関にて交付してください。

【 健康保険等→労災 】

1 健康保険等請求取下げ及び返戻

指定医療機関から健康保険等へ請求取下げの旨連絡の上、健康保険等の自己負担額を労働者へ返金します。

健康保険等からの受領額については、後日健康保険等から送付される納入告知書で返戻して

ください。

2 請求替え

- (1) 労働者より被災状況を確認の上、労災に該当すると思われる場合は、療養（補償）等給付請求書（様式第5号又は様式第16号の3）または療養（補償）等給付を受ける指定病院等（変更）届（様式第6号又は様式第16号の4）を提出させてください。
- (2) 診療費全額を労働局へレセプト請求します。

3 医療機関において請求替えができない場合

- (1) 労働者自身で健康保険等へ連絡し、送付される納入告知書で返戻します。
なお、診療費が高額となり返戻が困難な場合は、所轄労働基準監督署へ相談されるよう、労働者へご教示ください。
- (2) 健康保険返戻後、労災保険へは労働者自身が、療養（補償）等給付たる療養の費用請求書（様式第7号又は様式第16号の4）等で請求します。
様式裏面が診療費等内訳書記載欄となっていますので、医療機関にて記入してください。
（記入にかかる文書料の労災請求はできません。）

いずれの場合も手続きが煩雑となります。初診時に被災状況をよくご確認いただき、誤請求とないようにご注意ください。

また、請求替えの場合は、患者様へ手続きについてご説明をお願いいたします。

ご不明の点は労働基準監督署又は労働局（分室）へお尋ねください。

広島労働局管内労働基準監督署一覧表

(労働局)

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
広島労働局 労災補償課	〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館 5 階 電 話 082-221-9245	広島県内 令和 6 年 12 月 2 日 (月) に労災補償課分室 が移転します。 新住所 〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館 6 階 新電話 082-962-9248
労災補償課 (分室)	〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島 KS ビル 6 階 電 話 082-225-6314	

(労働基準監督署)

署 コード	監督署名	所 在 地	管 轄 区 域
0 1	広島中央	〒730-8528 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館 1 階 電 話 (082) 221-2461	広島市のうち中区、西区、東区、南区、安芸区 東広島市 (呉労働基準監督署及び三原労働基準監督署の管轄区域を除く。) 安芸郡
0 2	呉	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎 5 階 電 話 (0823) 88-2941	呉市 江田島市 東広島市のうち黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松が丘、黒瀬檜原北、黒瀬檜原東、黒瀬檜原西
0 3	福 山	〒720-8503 福山市旭町 1-7 電 話 (084) 923-0214	福山市 府中市 神石郡
0 4	三 原	〒723-0016 三原市宮沖 2-13-20 電 話 (0848) 63-3939	三原市 竹原市 豊田郡 東広島市のうち安芸津町、河内町、福富町、豊栄町
0 5	尾 道	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎 1 階 電 話 (0848) 22-4158	尾道市 世羅郡
0 6	三 次	〒728-0013 三次市十日市東 1-9-9 電 話 (0824) 62-2104	三次市 庄原市 安芸高田市
0 7	広 島北	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3-28 電 話 (082) 812-2115	広島市のうち安佐南区、安佐北区 山県郡
0 9	廿 日市	〒738-0024 廿日市市新宮 1-15-40 廿日市地方合同庁舎 1 階 電 話 (0829) 32-1155	広島市のうち佐伯区 廿日市市 大竹市

(お問い合わせ先は、こちら)

◇ 労災保険全般に関すること

広島労働局 労災補償課 TEL : 082-221-9245

◇ 診療費の算定・レセプトに関すること

広島労働局 労災補償課分室 TEL : 082-225-6314

(令和6年12月2日以降 TEL : 082-962-9248)

◇ 個別の労災給付に関すること

管轄の労働基準監督署